

世界ドーピング防止規程

(The World Anti-Doping Code)



2009

世界ドーピング防止規程

世界ドーピング防止規程は、**2003**年に採択され、**2004**年に発効した。本文書はWADA常任理事会により**2007**年**11**月**17**日に承認された世界ドーピング防止規程の改定を含む。改定された世界ドーピング防止規程は、**2009**年**1**月**1**日に発効する。

発行者：

World Anti-Doping Agency

Stock Exchange Tower

800 Place Victoria (Suite 1700)

PO Box 120

Montreal, Quebec,

Canada H4Z 1B7

URL: www.wada-ama.org

Tel: +1 514 904 9232

Fax: +1 514 904 8650

E-mail: code@wada-ama.org

目次

世界ドーピング防止プログラム及び本規則の目的、適用範囲及び構成.....	8
本規則.....	8
世界ドーピング防止プログラム.....	8
国際基準.....	8
ベストプラクティスモデル及びガイドライン	9
世界ドーピング防止規程の基本原則	10
第1部:ドーピング・コントロール	11
序論.....	12
第1条:ドーピングの定義.....	13
第2条:ドーピング防止規則違反	14
2.1 競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること	14
2.2 競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること	15
2.3 検体の採取を拒否し、若しくはやむを得ない理由によることなく検体の採取を行わず、又はその他の手段で検体の採取を回避すること	16
2.4 競技者が競技会外の検査への競技者の参加に関する要請に違反すること	17
2.5 ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること	17
2.6 禁止物質又は禁止方法を保有すること	17
2.7 禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は不正取引を企てること	18
2.8 競技会において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与し、又はこれらを企てること	18
第3条:ドーピングの証明.....	18
3.1 挙証責任及び証明の程度.....	18
3.2 事実及び推定事項の証明方法	19
第4条:禁止表.....	20

4.1	禁止表の公表及び改定	20
4.2	禁止表において特定される禁止物質及び禁止方法	21
4.3	禁止表に物質及び方法を掲げる際の判断基準	22
4.4	治療目的使用	24
4.5	監視プログラム	25
第5条	検査	26
5.1	検査配分計画	26
5.2	検査基準	27
5.3	引退した競技者の競技会への復帰	27
第6条	検体の分析	27
6.1	認定分析機関の使用	27
6.2	検体の採取及び分析の目的	28
6.3	検体の研究	28
6.4	検体分析及び報告の基準	28
6.5	検体の再検査	28
第7条	結果の管理	28
7.1	違反が疑われる分析報告に関する最初の検討	29
7.2	違反が疑われる分析報告に関する最初の検討を行った後の通知	29
7.3	非定型報告の検討	30
7.4	第7.1項から第7.3項の規定の適用が及ばないその他のドーピング防止規則違反の検討	31
7.5	暫定的資格停止に関する原則	31
7.6	競技からの引退	33
第8条	公正な聴聞会に参加する権利	33
8.1	公正な聴聞会	33
8.2	競技大会に関する聴聞会	34
8.3	聴聞会の放棄	34
第9条	個人の成績の自動的失効	34
第10条	個人に対する制裁措置	35
10.1	ドーピング防止規則違反が発生した競技大会における成績の失効	35
10.2	禁止物質及び禁止方法の存在、使用若しくは使用の企て、又は、保有に関する資格停止	35
10.3	その他のドーピング防止規則違反に関する資格停止	36

10.4	特別な事情の下での特定物質の利用に関する資格停止期間の取消し又は短縮	37
10.5	例外的事情を理由とする資格停止期間の取消し又は短縮	38
10.6	資格停止期間を延長させる加重事情	46
10.7	複数の違反	47
10.8	検体採取又はドーピング防止規則違反後の競技会における成績の失効	50
10.9	資格停止期間の開始	51
10.10	資格停止期間中の地位	53
10.11	資格回復のための検査	54
10.12	金銭的な制裁措置の賦課	55
第 11 条: チームに対する措置		55
11.1	チームスポーツの検査	55
11.2	チームスポーツに対する措置	55
11.3	競技大会の決定機関はチームスポーツに関してより厳格な措置を定めることができる	55
第 12 条: スポーツ機関に対する制裁措置		56
第 13 条: 不服申立て		56
13.1	不服申立ての対象となる決定	56
13.2	ドーピング防止規則違反、結果及び暫定的資格停止に関する決定に対する不服申立て	57
13.3	ドーピング防止機関による時機に後れた決定	59
13.4	TUE を付与する又は不承認とする決定に対する不服申立て	59
13.5	本規則第 3 部及び第 4 部に従って下された決定に対する不服申立て	60
13.6	分析機関の認定を停止し、又は取り消す決定に対する不服申立て	60
第 14 条: 守秘義務及び報告		60
14.1	違反が疑われる分析報告、非定型報告、その他の潜在的ドーピング防止規則違反に関する情報	60
14.2	一般開示	62
14.3	競技者の居場所情報	63
14.4	統計数値の報告	63
14.5	ドーピング・コントロール情報に関する情報交換センター	63
14.6	情報プライバシー	64
第 15 条: ドーピング・コントロールの責務の明確化		64
15.1	競技大会時の検査	64
15.2	競技会外の検査	65

15.3	結果の管理、聴聞会及び制裁措置	66
15.4	相互承認	67
第 16 条: スポーツに用いられる動物に対するドーピング・コントロール.....		67
第 17 条: 時効.....		68
第 2 部 : 教育及び研究.....		69
第 18 条: 教育		70
18.1	基本原則及び主要目的	70
18.2	プログラム及び活動内容.....	70
18.3	専門的な行動規範	71
18.4	調整及び協力	71
第 19 条: 研究.....		71
19.1	ドーピング防止研究活動の目的	71
19.2	研究の種類	72
19.3	研究の調整及び成果の共有	72
19.4	研究の実施方法.....	72
19.5	禁止物質及び禁止方法を用いる研究	72
19.6	成果の悪用	72
第 3 部 : 役割及び責務.....		73
第 20 条: 署名当事者の追加的な役割及び責務.....		74
20.1	国際オリンピック委員会の役割及び責務.....	74
20.2	国際パラリンピック委員会の役割及び責務.....	75
20.3	国際競技連盟の役割及び責務.....	75
20.4	国内オリンピック委員会及び国内パラリンピック委員会の役割及び責務 ..77	
20.5	国内ドーピング防止機関の役割及び責務	78
20.6	主要競技大会機関の役割及び責務	78
20.7	WADA の役割及び責務	79
第 21 条: 競技者又はその他の人の追加的な役割及び責務		80
21.1	競技者の役割及び責務	80
21.2	競技者支援要員の役割及び責務.....	80

第 22 条： 政府の関与	80
22.1 各国政府はユネスコ国際規約を遵守するために必要なあらゆる手段を講じる こととする	81
22.2 各国政府は全ての公的機関に対し、ドーピングとの戦いに有益な情報につい て、ドーピング防止機関との間で共有することを奨励する	81
22.3 各国政府は、ドーピングに関する紛争を解決する適切な手段としての仲裁を 尊重する	81
22.4 政府によるその他のドーピング防止に対する関与については全て本規則との 調和が図られるものとする	81
22.5 政府は本条において期待される事項を 2010 年 1 月 1 日までに満たすものと する	81
22.6 政府が 2010 年 1 月 1 日までにユネスコ国際規約を批准、受諾、承認し、若 しくはこれに加入しなかった場合	81
第 4 部： 受諾、遵守、修正及び解釈	82
第 23 条： 受諾、遵守及び修正	83
23.1 本規則の受諾	83
23.2 本規則の実施	83
23.3 本規則の遵守	84
23.4 本規則及びユネスコ国際規約の遵守状況の監視	84
23.5 署名当事者による本規則の不遵守の追加的な結果	85
23.6 本規則の改定	86
23.7 本規則の受諾の撤回	86
第 24 条： 本規則の解釈	86
第 25 条： 移行規定	87
25.1 2009 年版規則の全面的適用	87
25.2 不利益変更の遡及的適用の禁止	87
25.3 2009 年版規則以前に言い渡された決定に対する適用	88
25.4 本規則以前の特定の違反への適用	88
25.5 本規則の追加修正	88
付属文書 1： 定義	89

世界ドーピング防止プログラム及び本規則の目的、適用範囲及び構成

本規則及び本規則を支援する世界ドーピング防止プログラムの目的は、次のとおりである。

- ・ ドーピングのないスポーツに参加するという *競技者*の基本的権利を保護し、もって世界中の *競技者*の健康、公平及び平等を促進する。
- ・ ドーピングの検出、抑止及び防止に関して、国際的及び国内的レベルにおいて、調和がとれた、実効的なドーピング防止プログラムを確保する。

本規則

本規則は、スポーツにおける世界ドーピング防止プログラムの基礎となる基本的かつ全世界共通の文書である。本規則の目的は、ドーピング防止の中心となる要素の全世界的な調和を通じてドーピング防止活動を推進することである。統一が必要な事項については、完全な調和を実現するに足りるほどに具体的なものとする一方、それ以外の領域については、総論的な記述にとどめ、合意済みのドーピング防止の原則を柔軟に実施できるようになっている。

[解説：2007年7月7日に施行されたオリンピック憲章、2005年10月19日にパリで採択されたユネスコ国際規約は、いずれも、スポーツにおけるドーピングの防止及びこれとの戦いが国際オリンピック委員会及びユネスコの重大な任務であること及び本規則の基礎的な役割を承認している。]

世界ドーピング防止プログラム

世界ドーピング防止プログラムは、国際的なドーピング防止プログラムと国内のドーピング防止プログラムとの最適な調和と、ベストプラクティスを確保するために必要とされる全ての要素を包含する。主な要素は次のとおりである。

第1段階：本規則

第2段階：国際基準

第3段階：ベストプラクティスモデル及びガイドライン

国際基準

ドーピング防止プログラム内の様々な技術上、及び運用上の国際基準は、署名当事者及び

各国政府との協議の上で策定され、**WADA** によって承認される。**国際基準**の目的は、ドーピング防止プログラムにおける特定の技術上の分野及び運用上の分野に責任を有する各ドーピング防止機関間の調和を図ることである。本規則の遵守のためには、**国際基準**に従うことが必須である。**国際基準**は、署名当事者及び各国政府との適切な協議を経た上で、**WADA** 常任理事会により適宜改定される。本規則に別段の定めがない限り、**国際基準**及びその改定は、当該**国際基準**又は改定において指定された日付において発効するものとする。

[解説：**国際基準**には、本規則を実施するために必要となる多くの詳細な技術的な事項が含まれている。**国際基準**は、引用により本規則の一部として明示的に組み込まれているが、その内容は、署名当事者及び各国政府の協議の上で専門家集団によって策定され、技術に関する独立した文書の形で定められる。本規則又は各関係者の規則等を改定することなく、**WADA** 常任理事会が適切な時期に**国際基準**を改定できることが重要である。]

ベストプラクティスモデル及びガイドライン

本規則に基礎を置くベストプラクティスモデル及びガイドラインはドーピング防止の各種分野において、解決方法を提供するために策定される。当該モデルは、**WADA** によって推奨され、要請があった場合に署名当事者に提供されるが、署名当事者はこれに拘束されない。ドーピング防止に関連する文書のモデルの提供に加え、**WADA** は、署名当事者を対象として研修面での支援も提供するものとする。

[解説：**2009**年版の規則の採択に引き続き、**WADA** は、主な署名当事者（例、国際競技連盟、国内ドーピング防止機関等）の個別具体的な需要に合わせる形で、ドーピング防止規則の修正モデルを作成する。これらの規則モデルは、本規則に従い、かつ本規則に基づき、ベストプラクティスに関する最新の具体例が含まれる。また、実効的なドーピング防止プログラムを実施する上で必要になる詳細事項（**国際基準**への言及を含む）も漏れなく含まれる。

これらの規則モデルは、関係者が選ぶことができる規則案を提供するものである。関係者は、規則モデル及びその他のベストプラクティスモデルを文字通りに導入することも、一部修正を加えた上で導入することもできる。さらに、本規則に定められた一般原理と個別要件に合致する形で独自に規則を策定することも可能である。

ドーピング防止活動の個別的な分野に関しては、各関係者について一般的に認められる要求や要望に基づいた形で、上記以外のモデル文書やガイドラインが策定される可能性もある。この種のモデルとしては、国内ドーピング防止プログラム、結果の管理、検査（検査に関する**国際基準**に定められた要件を上回る規定をもつもの）、教育プログラムなどに関

するモデルが挙げられる。全てのベストプラクティスモデルは、世界ドーピング防止プログラムに組み込まれる前に、WADAが審査及び承認を行うことになる。]

世界ドーピング防止規程の基本原則

ドーピング防止プログラムの目標は、スポーツ固有の価値を保護することである。これは、スポーツ精神と呼ばれ、オリンピック精神の真髄でもある。スポーツ精神は、人間の魂、身体及び心を祝福するものであり、次に掲げる価値によって特徴づけられる。

- ・ 倫理観、フェアプレーと誠意
- ・ 健康
- ・ 優れた競技能力
- ・ 人格と教育
- ・ 楽しみと喜び
- ・ チームワーク
- ・ 献身と真摯な取組
- ・ 規則・法律を尊重する姿勢
- ・ 自分自身とその他の参加者を尊重する姿勢
- ・ 勇気
- ・ 共同体意識と連帯意識

ドーピングは、スポーツ精神に根本的に反するものである。

スポーツ精神の振興によりドーピングと戦うため、本規則は各ドーピング防止機関に対し、青少年及び競技者支援要員をも含めた競技者のための教育プログラムを策定し、実施することを要求する。

第 1 部 :
ドーピング・コントロール

序論

本規則の第1部は、その権限の範囲内で、ドーピング防止規則の採択、実施、又は執行を所管する団体（例、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、主要競技大会機関、国内ドーピング防止機関）に遵守されるべき具体的なドーピング防止規則及び原則について定める。上記の各団体は、ドーピング防止機関と総称される。

本規則の全ての規定は実質上強制的なものであり、各ドーピング防止機関、競技者又はその他の人は規定どおりに従わなければならない。しかし、本規則は、各ドーピング防止機関が包括的なドーピング防止規則を導入することの必要性を解消するものではない。本規則の条項の中には、各ドーピング防止機関が実質的な変更を加えることなく、当該機関のドーピング防止規則に組み込まなければならない規定もあるが、各ドーピング防止機関がドーピング防止規則を構築する際に各ドーピング防止機関の柔軟な対応を認める強制的な指導原則を定める規定や、各ドーピング防止機関が遵守する必要はあるものの、自己のドーピング防止規則において繰り返し言及する必要はない規定もある。

[解説：本規則の中で、実質的な変更を加えることなく、各ドーピング防止機関のドーピング防止規則に組み込まなければならない条項は、第23.2.2項に定められている。調和という目的のためには、例えば、全ての署名当事者が、同じドーピング防止規則違反のリスト及び同じ挙証責任に依拠して決定を下し、同じドーピング防止規則違反については同じ措置を課すことが非常に重要である。これらの規則は、聴聞会が国際競技連盟、国内レベル、又はスポーツ仲裁裁判所のいずれにおいて開催された場合でも同じでなければならない。

第23.2.2項に列挙されていない本規則の規定についても、ドーピング防止機関は、これらを文字通りに導入することを求められてはいないが、実質的には導入は強制的なものである。これらの規定は一般的に2つの種類に分けられる。まず、ドーピング防止機関に対して直接何らかの行為を行うことを要求するものの、ドーピング防止機関固有の規則において更に規定し直す必要までではない規定がある。例えば、各ドーピング防止機関は、第5条の要請に従い検査を計画し、実施しなければならないが、ドーピング防止機関に対するこれらの指示は各ドーピング防止機関固有の規則において繰り返される必要はない。次に、実質的には強制的だが、当該条項に記載された原則の実現について、各ドーピング防止機関に対し一定の柔軟性を与える規定もある。例えば、効果的な調和のために、必ずしも全ての署名当事者に対し単一の結果管理過程及び聴聞手続を利用することを強いる必要はない。現時点において、各国際競技連盟及び各国内団体には、内容は異なるものの、それぞれ効果的な結果管理過程及び聴聞手続が多く存在する。本規則は結果の管理手続及び聴聞

手続について完全な同一性を要求しない。しかし、署名当事者の様々な取組みが、本規則に記載された原則に適うものであることを要求する。]

ドーピング防止規則は、競技会の規則と同様、スポーツを行う上での条件を取り決める規則である。競技者又はその他の人は、当該規則をスポーツへの参加要件として承諾し、それに拘束されなければならない。各署名当事者は、傘下の全ての競技者又はその他の人及び加盟機関に対して、関係するドーピング防止機関により、ドーピング防止規則の周知、及び当該規則の拘束を受けるための同意を確保するための規則及び手続を定めなければならない。

各署名当事者は、傘下の全ての競技者又はその他の人及び加盟機関に対して、本規則により要求され又は認められた個人情報の流布について同意し、かつ、本規則のドーピング防止規則に拘束され、これを遵守すること、並びに、これらの規則に従わない当該競技者又はその他の人に対して適切な措置が課されることを確保するための規則及び手続を定めなければならない。ドーピング防止規則を世界的な、調和の取れた方法で実施することを目的とするこれらのスポーツ特有の規則及び手続は、刑事手続及び雇用に関する事項に適用のある国内の要件及び法的基準とは性質上区別され、それゆえ、それらに従うものではなく、これらにより制約されるものでもない。全ての法廷、仲裁における聴聞パネル及びその他の審判機関は、一定の事件に関する事実や法律の検討をするにあたり、本規則におけるドーピング防止規則が特異な性質を有すること、及びこれらの規則が公正なスポーツを目指す世界中の幅広い関係者からの賛同を得ていることに留意し、それを尊重しなければならない。

[解説：スポーツに参加するという事実をもって、競技者は競技の規則による拘束を受ける。同様に、競技者及び競技者支援要員は、本規則の適用を受けるスポーツ団体又は競技大会への加盟、認定又は参加に同意したという事実をもって、本規則第2条に基づいたドーピング防止規則の拘束を受けることになる。ただし、各署名当事者は、所要の措置を講じて、自己の傘下にある競技者及び競技者支援要員が関係するドーピング防止機関のドーピング防止規則の拘束を受けるようにしなければならない。]

第1条：ドーピングの定義

ドーピングとは、本規則の第2.1項から第2.8項に定められている一又は二以上のドーピング防止の規則に対する違反が発生することをいう。

第 2 条：ドーピング防止規則違反

競技者又はその他の人は、ドーピング防止規則違反の構成要件、禁止表に掲げられた物質及び方法を知る責任を負わなければならない。

次に掲げるものがドーピング防止規則違反を構成する。

[第 2 条の解説 a：第 2 条の目的は、ドーピング防止規則違反が成立する状況及び行為を明記することである。ドーピング事件の聴聞会は、一又は二以上のこれらの具体的な規則に対する違反の主張に基づき開始されることになる。]

2.1 競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在すること

2.1.1 禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。自己の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在した場合には、競技者はその責任を負う。ゆえに、本第 2.1 項に基づくドーピング防止規則違反を証明するためには、競技者側に使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことが示される必要はない。

[第 2.1.1 項の解説：禁止物質（又はその代謝物若しくはマーカ）の存在に関するドーピング防止規則違反との関係において、本規則は、オリンピック・ムーブメント・ドーピング防止規則 (OMADC) や本規則以前の大多数のドーピング防止規則において見られる厳格責任の原則を採用している。厳格責任の原則によれば、競技者の検体に禁止物質が発見された場合には、競技者はその責任を負い、ドーピング防止規則違反が発生する。当該違反は、競技者が禁止物質を使用した時点における競技者の意図又は過失若しくは過誤の有無にかかわらず発生する。競技会検査において検体に陽性反応が出た場合、当該競技会において得られた成績は自動的に失効する（第 9 条（個人の成績の自動的失効））。ただし、自己に過誤又は重大な過誤が存在しなかったこと（第 10.5 項（例外的事情を理由とする資格停止期間の取消し又は短縮））、又は、特定の状況が存在し競技者の競技力の向上が目的ではなかったこと（第 10.4 項（特別な事情の下での特定物質の利用に関する資格停止期間の取消し又は短縮））を競技者本人が証明できる場合、制裁措置が取り消され、又は短縮される可能性がある。

競技者の検体に禁止物質が存在した場合、厳格責任原則を適用すると同時に、個別具体的な基準に基づいて制裁措置の内容を調整できるようにすることにより、実効的なドーピング防止施策を実施して「クリーンな」競技者全員の利益を確保することと、競技者の過誤若しくは過失又は重大な過誤若しくは過失によらずに体内に禁止物質が入ったという例

外的な事情の下において公平性を確保することとの合理的なバランスを確保することができ。ドーピング防止規則違反の有無については厳格責任を適用しながらも、資格停止期間の賦課は自動的なものではないということは、強調すべき重要な点である。本規則に定められている厳格責任原則は、CASの判断において一貫して支持されてきたものである。]

- 2.1.2** 次のいずれかが証明された場合には、上記第 2.1 項に基づくドーピング防止規則違反の十分な証拠となる。競技者の A 検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在した場合であって、当該競技者が B 検体の分析を放棄し、B 検体の分析が行われない場合、又は、競技者の B 検体が分析され、B 検体が、A 検体で発見された禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの存在を追認した場合

[第 2.1.2 項の解説：結果の管理に責任を有するドーピング防止機関は、たとえ競技者が B 検体の分析を要求しない場合であっても、その裁量により B 検体の分析を実施させることができる。]

- 2.1.3** 禁止表に量的報告閾値が明記されている物質を除き、競技者の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの存在が検出された場合、その量の多少にかかわらず、ドーピング防止規則違反が成立する。

- 2.1.4** 本第 2.1 項における原則の例外として、内因的にも生成されうる禁止物質に対する評価に関する特別の基準を禁止表又は国際基準において定めることができる。

2.2 競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること

[第 2.2 項の解説：信頼できる方法により、禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てることが証明されてきた。第 3.2 項（事実及び推定事項の証明方法）に対する解説として記載するように、第 2.1 項に基づくドーピング防止規則違反に該当することを証明するために要求される証拠と異なり、競技者の自白、証人の証言、書証、長期間の観察から得られた結論、又は、第 2.1 項に基づく禁止物質の存在そのものを証明するための要件全てを満たしているわけではない分析情報等、信頼できる方法により証明された場合には、禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てることが証明される可能性がある。例えば、ドーピング防止機関から、他方の検体による追認がないことについて納得できる説明がなされた場合には、A 検体の分析（B 検体の分析による追認がなくても）

又は B 検体のみの分析から得られた信頼できる分析データにより禁止物質の使用が証明されることもある。]

2.2.1 禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。ゆえに、禁止物質又は禁止方法の使用についてのドーピング防止規則違反を証明するためには、競技者側に使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことがあったことが示される必要はない。

2.2.2 禁止物質若しくは禁止方法の使用又は使用の企てが成功したか否かは重要ではない。ドーピング防止規則違反は、禁止物質若しくは禁止方法を使用したこと、又はその使用を企てたことにより成立する。

[第 2.2.2 項の解説：禁止物質の「使用を企てたこと」の証明には、競技者側の意図の証明が求められる。この種のドーピング防止規則違反を証明するために意図が求められるという事実は、禁止物質又は禁止方法の使用に関する第 2.1 項及び第 2.2 項の違反の証明における厳格責任原則を損なうものではない。

使用した物質が競技会外において禁止されておらず、かつ、競技者の禁止物質の使用が競技会外でなされたという場合でない限り、競技者の禁止物質の使用は、ドーピング防止規則違反を構成する（ただし、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが競技会において採取された検体に存在した場合には、いつの時点において当該物質が投与されていたかに関係なく、第 2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）に違反する。）。]

2.3 適用されるドーピング防止規則において認められた通告を受けた後に、検体の採取を拒否し、若しくはやむを得ない理由によることなく検体の採取を行わず、又はその他の手段で検体の採取を回避すること

[第 2.3 項の解説：通告を受けた後に検体の採取を行わないこと、又は拒否することは、本規則以前のほぼ全てのドーピング防止規則において禁止されている。本項は、「その他の手段で検体の採取を回避すること」を禁止行為として含めるために、本規則以前の典型的な規定を拡張するものである。したがって、例えば、競技者が、通告又は検査を回避するために、ドーピング・コントロール公式役職員から姿を隠していたことが証明された場合に

は、当該行為はドーピング防止規則違反となる。「検体の採取を行わない、又は拒否する」という違反は競技者の意図的な又は過誤による行為に基づくが、検体の採取の「回避」の場合には競技者の意図的な行為に基づく。]

2.4 検査に関する国際基準に準拠した規則に基づき宣告された、居場所情報未提出及び検査未了を含む、競技者が競技会外の検査への競技者の参加に関する要請に違反すること。検査未了の回数又は居場所情報未提出の回数が、競技者を所轄するドーピング防止機関により決定された18ヶ月以内の期間に単独で又はあわせて3度に及んだ場合には、ドーピング防止規則違反を構成する。

[第2.4項の解説：検査に関する国際基準に従い、居場所情報未提出、及び検査未了を宣告する権限を有する競技者の国際競技連盟又はその他のドーピング防止機関の規則により個々に、別個の居場所情報未提出と検査未了が宣告された場合には、それらは、本項の適用にあたり合算される。また、特定の事情の下では、検査未了、又は居場所情報未提出が、ドーピング防止規則の第2.3項又は第2.5項に基づく違反を構成することもありうる。]

2.5 ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること

[第2.5項の解説：本項は、ドーピング・コントロールの過程を害するが、禁止方法の定義には含まれていないという行為を禁止するものである。例えば、検査期間中に、ドーピング・コントロール関連文書の識別番号を変更することや、B検体の分析時にBボトルを破損すること、又は不実の情報をドーピング防止機関に通知することが挙げられる。]

2.6 禁止物質又は禁止方法を保有すること

2.6.1 禁止物質若しくは禁止方法を競技会において競技者が保有し、又は競技会外における禁止物質若しくは禁止方法を競技会外において競技者が保有すること。ただし、当該保有が第4.4項(治療目的使用)の規定に従って付与されたTUE又はその他の正当な理由に基づくものであることを競技者が証明した場合、この限りではない。

2.6.2 競技者、競技会、又はトレーニングに関係して、禁止物質若しくは禁止方法を競技会において競技者支援要員が保有し、又は競技会外の検査における禁止物質若しくは禁止方法を競技会外において競技者支援要員が保有すること。

ただし、当該保有が第 4.4 項(治療目的使用)の規定に従って競技者に付与された TUE 又はその他の正当な理由に基づくものであることを競技者支援要員が証明した場合は、この限りではない。

[第 2.6.1 項及び第 2.6.2 項の解説：例えば、医師の処方箋に基づき、糖尿病の子供のためにインシュリンを購入する場合のように、正当化される医療上の事情がある場合を除き、友人や親戚に与えることを目的として禁止物質を購入又は保有しているような場合には、正当な理由があるものとは認められない。]

[第 2.6.2 項の解説：例えば、チームドクターが緊急の場合に処置を行うために禁止物質を保有しているような場合には、正当な理由があるものと認められる。]

2.7 禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は不正取引を企てること

2.8 競技会において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、又はドーピング防止規則違反を伴う形で支援し、助長し、援助し、教唆し、隠蔽し、若しくはその他の形で違反を共同すること、若しくはこれらを企てること。

[第 2 条の解説 b：本規則は、資格停止期間中の競技者又はその他の人が競技者支援要員と共に働き、又は共に行動することを、ドーピング防止規則違反とするものではない。ただし、スポーツ団体は、当該行為を禁じる規則を導入することができる。]

第 3 条：ドーピングの証明

3.1 挙証責任及び証明の程度

ドーピング防止規則違反が発生したことを証明する責任は、ドーピング防止機関が負うものとする。証明の程度は、聴聞パネルがドーピング防止機関の主張が真摯に行われているという心証を持ち、納得できる程度にドーピング防止規則違反をドーピング防止機関が証明できたか否かとする。当該証明の程度は、全ての事件について単なる証拠の優越の程度は超えるべきであるが、合理的疑いの余地がない程度に証明される必要はない。一方、ドーピング防止規則に違反したと主張された競技者又はその他の人が推定事項に反論し、又は特定の事実や事情を証明するための挙証

責任を本規則によって負わされる場合には、証明の程度は、競技者がより高度の举证責任を要求される第 10.4 項及び第 10.6 項に規定される場合を除き、証拠の優越とする。

[第 3.1 項の解説：本項にいうドーピング防止機関側に要求される証明の程度は、専門家による不法行為に関する事件においてほとんどの国で適用されている基準とほぼ同一である。ドーピング事件においては、各種裁判所及び聴聞パネルにより、当該証明の程度が幅広く適用されている。例えば、N.J.Y.W 対 FINA 事件 (CAS 第 98/208 号 1998 年 12 月 22 日) における CAS の審判を参照すること。]

3.2 事実及び推定事項の証明方法

ドーピング防止規則違反に関する事実は、自白を含む信頼性における手段により証明される。ドーピング事件においては、次の証明原則が適用される。

[第 3.2 項の解説：例えば、ドーピング防止機関は、第 2.2 項 (禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること) におけるドーピング防止規則違反を、競技者の自白、第三者による信頼できる証言、信頼できる書証、第 2.2 項の解説に規定されているような信頼できる A 検体若しくは B 検体に基づく分析データ、又は競技者の血液や尿の検体から得られた検査結果により証明することができる。]

3.2.1 WADA 認定の分析機関では、分析機関に関する国際基準に基づいて検体の分析及び管理の手続を実施しているものと推定される。競技者又はその他の人は、違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうるような、分析機関に関する国際基準からの乖離を証明することにより上記の推定に反論できる。競技者又はその他の人が、違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうるような、分析機関に関する国際基準からの乖離を提示することによって上記の推定に反論しようとする場合には、ドーピング防止機関は、その乖離が、違反が疑われる分析報告の原因ではないことを証明する責任を負う。

[第 3.2.1 項の解説：違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうる、分析機関に関する国際基準からの乖離を証拠の優越により証明する責任は、競技者又はその他の人が負う。競技者又はその他の人が乖離の事実を証明した場合、举证責任はドーピング防止機関に移り、当該乖離が、違反が疑われる分析報告の原因ではなかった旨を、聴聞パネルが納得できる程度に証明する責任をドーピング防止機関が負うことになる。]

- 3.2.2 その他の何らかの国際基準又は他のドーピング防止規則からの乖離があっても、違反が疑われる分析報告、又はその他のドーピング防止規則違反が当該乖離を原因とするものではない場合には、これらの結果等は無効にはならない。違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうる上記国際基準又はドーピング防止規則からの乖離を競技者又はその他の人が証明した場合には、ドーピング防止機関は、当該乖離が、違反が疑われる分析報告の原因となるものではないこと、又はドーピング防止規則違反の根拠となった事実の基礎をもたらしたのではないことを証明する責任を負う。
- 3.2.3 管轄権を有する裁判所又は専門的な裁決機関により下され、それについて不服申立てがなされていない決定によって証明された事実については、競技者又はその他の人が、当該決定が自然的正義の原則に反するものであることを証明しない限り、競技者又はその他の人にとって反証できない証拠となる。
- 3.2.4 聴聞会までに合理的な時間的余裕を与えた上での要請の後に、(直接又は聴聞パネルの指示に基づき電話により) 聴聞会に出頭し、かつ、聴聞パネル又はドーピング防止規則違反を主張する国内ドーピング防止機関からの質問に対して回答することについて、競技者又はその他の人がこれを拒絶した場合には、聴聞パネルは、その事実を根拠として、ドーピング防止規則に違反した旨主張された競技者又はその他の人に対して不利益となる推定を行うことができる。

[第 3.2.4 項の解説：上記のような状況において不利な推定をすることは、CAS の決定の多くにおいても見られるものである。]

第 4 条：禁止表

4.1 禁止表の公表及び改定

WADA は、少なくとも年 1 回の頻度で禁止表を国際基準として公表しなければならない。禁止表案及び全ての改定案は、書面形式で、各署名当事者及び各国政府に対して、意見聴取及び協議のために速やかに提示されなければならない。禁止表の各年度版及びその全ての改定は、WADA により各署名当事者及び各国政府に速やかに配布され、WADA のウェブサイト上で公表されるとともに、各署名当事者は所要の

措置を講じて禁止表を自己の構成員及び加盟団体に配布しなければならない。禁止表又は改定において別段の定めがない限り、禁止表及びその改定は、WADAにより公表された3ヶ月後に、ドーピング防止機関による特別の行為を要せずに、当該ドーピング防止機関の規則のもとで有効となることを各ドーピング防止機関の規則に明記するものとする。

[第4.1項の解説：禁止表は、必要が生じた場合に速やかに改定され、公表される。ただし、予見可能性を確保するため、変更の有無にかかわらず、新しい禁止表の公表は毎年行われる。WADAは、常に最新の禁止表をウェブサイト上で公表する。禁止表はスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の不可欠な部分である。WADAは、禁止表に何らかの変更があった場合には、ユネスコの事務局長に通知する。]

4.2 禁止表において特定される禁止物質及び禁止方法

4.2.1 禁止物質及び禁止方法

禁止表は、将来実施される競技において競技力を向上するおそれ又は隠蔽のおそれがあるため、常に（競技会及び競技会外において）ドーピングとして禁止される禁止物質及び禁止方法並びに競技会においてのみ禁止される物質及び方法を特定する。禁止表は特定のスポーツに関してはWADAにより拡張される。禁止物質及び禁止方法は、一般的区分(例、蛋白同化薬)、又は個々の物質若しくは方法についての個別の引用という形で禁止表に掲げられることがある。

[第4.2.1項の解説：禁止表は1種類のみ存在する。常時禁止対象となる物質の具体例としては、隠蔽薬のみならず、蛋白同化薬のように、トレーニングにおいて使用することにより、長期的に競技力を向上することができるものが挙げられる。禁止表に掲載された全ての物質及び方法は、競技会において禁止されている。競技会検査においてのみ禁じられている物質を競技会外において使用すること（第2.2項）は、競技会検査（第2.1項）時に採取された検体に、当該物質又はその代謝物の違反が疑われる分析報告が報告されない限り、ドーピング防止規則に違反するものではない。「禁止表」と呼ばれる文書は1種類のみ存在する。WADAは特定のスポーツに関して、禁止表に物質又は方法を追加できる（例、射撃に関してベータ遮断薬を追加するなど）が、当該追加は、単一のものである当該禁止表にも反映される。禁止物質の基本表については、特定のスポーツを対象とした適用除外は認められない。（例、「精神的なスポーツ」に関して、禁止表から同化薬を除外すること）この判断の前提にあるのは、競技者を名乗る以上、服用してはならない基本的なドーピング物質が存在するという点である。]

4.2.2 特定物質

第10条（個人に対する制裁措置）の適用にあたり、全ての禁止物質は、蛋白同化薬及びホルモンの各分類、並びに禁止表に明示された興奮薬、及びホルモン拮抗薬及び調節薬を除き、「特定物質」とされる。禁止方法は特定物質とはされない。

[第4.2.2項の解説：本規則の草案作成段階において、規則の適用における調和を推進するような画一的な制裁措置と、個々の事件の事情を考慮に入れたより柔軟性のある制裁措置との間でいかにして適切な均衡を図るかということに関し、関係者間で相当な議論が行われた。上記の均衡については、本規則を解釈するCASの様々な判断において議論が続けられてきた。本規則についての3年間の運用の経験から、関係者間の共通認識では、第2.1項（禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの存在）及び第2.2項（禁止物質又は禁止方法の使用）に規定されたドーピング防止規則違反は厳格責任原則に基づくべきである一方で、本規則の制裁措置は、競技者又はその他の人が競技力の向上を目的としたものではないことを明確に示すことが出来る場合には、より柔軟にすべきであるものと考えられている。第4.2項の修正及びそれに関連する第10条の修正は、多数の禁止物質を含む違反について、より柔軟に対応するように規定している。第10.5項（例外的事情を理由とする、資格停止期間の取消し又は短縮）に定められた規則は、禁止表に明示されている興奮薬、ホルモン拮抗薬及び調節薬又は禁止方法と同様に、蛋白同化薬やホルモンに関する制裁措置の取消し又は短縮については唯一の根拠であり続けるであろう。]

4.2.3 新種の禁止物質

第4.1項に従いWADAが新種の禁止物質を追加することにより禁止表を拡張する場合、WADA常任理事会は、新種の禁止物質の全部又は一部について、第4.2.2項における特定物質とするか否かを決定しなければならない。

4.3 禁止表に物質及び方法を掲げる際の判断基準

WADAは、禁止表に物質又は方法を掲げることの是非を判断する際に、次に掲げる判断基準を検討しなければならない。

4.3.1 物質又は方法が次に掲げる3つの要件のうちいずれか2つの要件を満たしているとWADAが判断した場合、その物質又は方法について禁止表に掲げることが検討される。

- 4.3.1.1 当該物質又は方法が、それ自体又は他の物質若しくは方法と組み合わせられることにより競技力を向上させ、又は向上させ得るといふ医学その他の科学的証拠、薬理効果又は経験が存在すること。

[第 4.3.1.1 項の解説：本項は、単独で使用すること自体は禁止されないが、他の特定の物質と組み合わせて使用することが禁止される物質の存在を想定している。他の物質と組み合わせられる場合にのみ競技力を向上させる能力があることを理由として禁止表に追加される物質は、禁止表にかかる旨が注記され、かつ、組み合わせの対象となる双方の物質に関する証拠が存在する場合にのみ禁止されるものとされる。]

- 4.3.1.2 当該物質又は方法の使用が競技者に対して健康上の危険性を及ぼす、又は及ぼし得るといふ医学その他の科学的証拠、薬理効果又は経験が存在すること。

- 4.3.1.3 当該物質又は方法の使用が本規則の序論部分にいうスポーツ精神に反すると WADA が判断していること。

- 4.3.2 当該物質又は方法によって他の禁止物質又は禁止方法の使用が隠蔽される可能性があるといふ医学その他の科学的証拠、薬理効果又は経験が存在すると WADA が判断した場合には、その物質又は方法も禁止表に掲げられるものとする。

[第 4.3.2 項の解説：禁止表に物質を掲げる際の判断基準は、当該物質が隠蔽薬であること、又は次に掲げる 3 つの要件のうちいずれか 2 つの要件を満たしていることである。

- (1) 競技力を向上させ又は向上させ得ること
- (2) 健康上の危険性を及ぼす又は及ぼし得ること
- (3) スポーツ精神に反すること

上記の 3 つの要件のうち 1 つに該当するだけでは、その物質を禁止表に追加する十分な根拠とならない。「競技力を向上させ得る」という基準を唯一の判断基準として使用した場合には、肉体的・精神的トレーニング、赤身肉、カーボハイドレイトローディング（炭水化物負荷）法、高地トレーニング等も禁止表に含まれてしまう。「有害の危険性」という要件は、喫煙を含んでしまう。また、これら 3 つの要件が全て満たさなければならないとした場合も、不適切な結果が生じることになる。例えば、遺伝子組み替え技術を用いて競技力を劇的に向上させることは、有害でない場合であっても、スポーツ精神に反するものとして禁

止されるべきものである。同様に、競技力を向上させるという間違った認識に基づいて、治療目的という正当化事由なしに、健康被害をもたらしかねない一定の物質を濫用することは、競技力の向上が現実的なものか否かにかかわらず、明らかにスポーツ精神に反している。毎年の手続の一部として、全ての署名当事者、各国政府その他の利害関係人は、禁止表の内容について **WADA** に提案する機会が与えられる。]

4.3.3 禁止表に掲げられる禁止物質及び禁止方法、禁止表の区分への物質の分類に関する **WADA** の判断は最終的なものであり、当該物質及び方法が隠蔽薬ではないこと、又は競技力を向上させず、健康上の危険を及ぼさず、若しくはスポーツ精神に反するおそれがないことを根拠に競技者又はその他の人が異議を唱えることはできない。

[第 4.3.3 項の解説：個々の事件において、ある物質が第 4.3 項（禁止表に物質及び方法を掲載する基準）の判断基準を満たしているか否かという論点は、ドーピング防止規則違反についての異議としては提起し得ない。例えば、検出された禁止物質が個々のスポーツにおいて競技能力を向上させていなかったという主張は認められない。むしろ、禁止表に掲載された物質が競技者の検体に発見された場合、ドーピングが発生する。同様に、禁止表において蛋白同化薬として掲載された物質が当該種類に属さないという主張も認められない。]

4.4 治療目的使用

WADA は、**TUE** の付与手続に関する国際基準を採択している。

各国際競技連盟は、国際水準の競技者又は国際競技大会に出場する競技者について、競技者が禁止物質又は禁止方法の使用を要する旨の診断書を有する場合には、その者が **TUE** を申請できる手続が整備されるようにしなければならない。国際競技連盟の検査対象者登録リストに含まれる競技者は、国際競技連盟の規則に従ってのみ、**TUE** を付与されることができる。各国際競技連盟は、当該国際競技連盟からの **TUE** 取得が要求される国際競技大会のリストを公表しなければならない。各国内ドーピング防止機関は、自己の傘下の競技者のうち国際競技連盟の検査対象者登録リストに含まれない全競技者について、競技者が禁止物質又は禁止方法の使用を要する診断書を有する場合には、その者が **TUE** を申請できる手続が整備されるようにしなければならない。当該申請は、**TUE** に関する国際基準に基づいて評価される。国際競技連盟及び国内ドーピング防止機関は、国内ドーピング防止機関の検査対象者登録リストに含まれていない国内水準の競技者に対して付与した場合を除き、**TUE** を付

与した場合には、速やかにその旨を **ADAMS** を経由して **WADA** に報告しなければならない。

*国際水準の競技者、又は国内ドーピング防止機関の検査対象者登録リストに含まれた国内水準の競技者*に対して **TUE** が付与された場合には、**WADA** は、随時、職権により当該付与を審査することができる。さらに、**TUE** の申請が却下された競技者から請求があった場合には、**WADA** は当該却下についても審査することができる。上記の **TUE** の付与又は却下が **TUE** に関する*国際基準*に合致しないと判断した場合には、**WADA** は当該決定を覆すことができる。

これに対し、国際競技連盟が、本項の要求に従い、*競技者が TUE を申請する* 手続を整備しない場合には、*国際水準の競技者は WADA に対し、TUE の申請が却下された場合と同様に、審査を求めることができる。*

*禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ*が存在すること（第 2.1 項）、*禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること*（第 2.2 項）、*禁止物質又は禁止方法を保有すること*（第 2.6 項）、又は、*禁止物質若しくは禁止方法を投与し、又はこれらを企てること*（第 2.8 項）は、**TUE** に関する*国際基準*に基づき定められた **TUE** に関する条項に合致する限りにおいて、ドーピング防止規則違反とはみなされない。

4.5 監視プログラム

WADA は、署名当事者及び各国政府との協議に基づき、*禁止表に掲載されてはいないが、スポーツにおける濫用のパターンを把握するために監視することを望む物質*について監視プログラムを策定しなければならない。**WADA** は監視の対象となる物質を監視に先立って公表しなければならない。分析機関は、上記の物質の*使用*が報告された事例、又はそれが検出された事例について、当該*検体*が*競技会検査*で採取されたものであるか、*競技会外の検査*で採取されたものであるかを問わず、**WADA** に対して、競技種目毎の総計の形で定期的に報告を行うものとする。当該報告には、個別の*検体*に関する上記以外の情報は含まれない。**WADA** は、国際競技連盟及び*国内ドーピング防止機関*に対し、追加された物質に関する競技種目毎の総計の統計情報を少なくとも年 1 回の頻度で提供しなければならない。**WADA** は、当該報告書に関して個々の*競技者*の厳格な匿名性を保持するための施策を実施しなければならない。監視対象物質に関する*使用*の報告又は検出は、ドーピング防止規則違反を構成しない。

第 5 条：検査

5.1 検査配分計画

第 15.1 項記載の競技会検査に関する管轄に従い、各国内ドーピング防止機関は、各国内ドーピング防止機関の国に居合わせた者、又は当該国の国民、住民、資格保持者、若しくはスポーツ団体のメンバーである競技者について、検査権限を有するものとする。各国際競技連盟は、その傘下にある国内競技連盟のメンバー又は当該国際競技連盟の競技大会に参加する全ての競技者について、検査の権限を有するものとする。全ての競技者は、検査権限を有するドーピング防止機関の検査要求に従わなければならない。同一の競技者を対象として検査を実施する他のドーピング防止機関との間で調整し、また、検査に関する国際基準に整合させながら、各ドーピング防止機関は以下のことをしなければならない。

5.1.1 各検査対象者登録リストに含まれる競技者に限らず、検査権限を有する競技者に対し、実効性のある回数競技会及び競技会外の検査を企画し、実施する。各国際競技連盟は、管轄するスポーツの国際水準の競技者について検査対象者登録リストを作成しなければならない。各国内ドーピング防止機関は、自国に居合わせた者又は自国の国民、住民、資格保持者若しくはスポーツ団体のメンバーである競技者について国内的な検査対象者登録リストを作成しなければならない。検査対象者登録リストに含まれる競技者は、第 14.3 項に基づいて、検査に関する国際基準で規定されている居場所に関する要請に従わなければならない。

5.1.2 例外的状況下にある場合を除き、競技会外の検査は事前通告無しとする。

5.1.3 特定対象検査を優先的に実施する。

[第 5.1.3 項の解説：無作為検査又は加重無作為検査では、適切な競技者（例えば、世界クラスの競技者、短期間で競技力が大幅に向上した競技者、陽性検査結果が出た競技者を担当しているコーチに師事している競技者など。）全員を対象として検査を行うことができないため、特定対象検査が指定されている。言うまでもなく、正当なドーピング・コントロール以外の目的で、特定対象検査を実施してはならない。本規則は、競技者に無作為検査によってのみ検査を受けることを要求する権利がないことを明確にしている。同様に、本規則は、特定対象検査を実施するために、「合理的な疑い」又は「相当の理由」の要件を課していない。]

5.1.4 資格停止期間にある競技者や暫定的資格停止期間にある競技者に対する検査を実施する。

5.2 検査基準

検査権限を有するドーピング防止機関は、検査に関する国際基準に基づいて当該検査を実施する。

5.3 引退した競技者の競技会への復帰

各国内ドーピング防止機関は、登録検査対象リストに含まれている間に、資格停止措置を課されずに競技から引退したが、その後再び競技に参加しようとする競技者のために要求される資格に関する規則を策定しなければならない。

第6条：検体の分析

ドーピング・コントロール用の検体は、次に掲げる原則に基づいて分析されなければならない。

6.1 認定分析機関の使用

第2.1項（禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること）について、検体は、WADA認定分析機関、又はWADAにより認定されたその他の分析機関若しくは方法によってのみ分析される。検体分析のために使用されるWADA認定分析機関（又はWADAにより認定されたその他の分析機関若しくは方法）の選択は、結果の管理に責任を有するドーピング防止機関が独自に行うものとする。

[第6.1項の解説：第2.1項（禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること）に対する違反は、WADAの認定分析機関又はWADAによって特別に認可された他の分析機関による検体の分析のみにより証明される。かかる条項以外の条項に対する違反については、認定分析機関以外の分析機関の分析結果であっても、その結果が信頼に足る限り、その証明に用いることができる。]

6.2 検体の採取及び分析の目的

検体の分析は、禁止表において特定されている禁止物質及び禁止方法の検出、及び第 4.5 項（監視プログラム）に従って WADA が定めるその他の物質の検出、又は、ドーピング防止機関が、競技者の尿、血液若しくはその他の基質に含まれる関係するパラメータについて、ドーピング防止を目的として DNA 検査及びゲノム解析を含む検査をすることの支援を目的として行われるものとする。

[第 6.2 項の解説：例えば、関係する分析情報は、特定対象検査を指揮するため、若しくは、第 2.2 項（禁止物質を使用すること又は使用を企てること）に基づくドーピング防止規則違反を裏付けるため、又はその両方のために使用されうる。]

6.3 検体の研究

競技者から書面による同意を得ない限り、第 6.2 項に記載された目的以外に検体を使用することはできない。第 6.2 項に記載された目的以外の目的で使用された検体は、そこから特定の競技者にたどり着くことができないように、個人を特定する手段が全て取り除かれなければならない。

6.4 検体分析及び報告の基準

分析機関は、分析機関に関する国際基準に基づいてドーピング・コントロール用の検体を分析し、その結果を報告しなければならない。

6.5 検体の再検査

検体は、第 6.2 項の目的のため、検体を採取したドーピング防止機関又は WADA の排他的な指示に従い、いつでも再検査されることがある。検体の再検査の状況及び条件は、分析機関に関する国際基準の要件をみたさなければならない。

[第 6.5 項の解説：本項は新設条項であるが、ドーピング防止機関は従前から検体を再検査する権限を有していた。分析機関に関する国際基準又は国際基準の一部を構成する新しい技術に関する文書は、当該再検査の手順を調和させることになる。]

第 7 条：結果の管理

結果の管理を実施するドーピング防止機関は、次に掲げる原則を尊重する形で、ドーピング防止規則違反が疑われる場合の聴聞会にいたるまでの手続きを策定しなければならない。

[第 7 条の解説：様々な署名当事者が、独自の結果管理の方法を作り出してきた。これらの様々な方法は完全に統一されている訳ではないが、その多くは結果管理の方法として公正かつ実効的であることが判明している。本規則は、各署名当事者の結果管理の方法に取って代わるものではない。しかしながら、本条は、結果管理についての基本的な原則を明確にすることにより、各署名当事者が遵守しなければならない結果管理過程の公平性を確保しようとするものである。各署名当事者の固有のドーピング防止規則は、この基本原則に整合させられる。]

7.1 違反が疑われる分析報告に関する最初の検討

A 検体に関して違反が疑われる分析報告を受け取った場合には、結果の管理に責任を有するドーピング防止機関は、検討を実施して、(a)適用のある TUE が付与されているか否か、若しくは TUE に関する国際基準によれば、TUE が付与されるか否か、又は、(b)違反が疑われる分析報告の原因となる検査に関する国際基準及び分析機関に関する国際基準からの明らかな乖離が存在するか否かを確認しなければならない。

7.2 違反が疑われる分析報告に関する最初の検討を行った後の通知

第 7.1 項に基づき違反が疑われる分析報告に関する最初の検討を行った結果、適用のある TUE の存在又は TUE に関する国際基準に定められた TUE の資格が明らかにされず、違反が疑われる分析報告の原因となる乖離も確認されなかった場合、ドーピング防止機関は、自己の規則に定められた方法により、競技者に対して次に掲げる事項を速やかに通知しなければならない。(a)違反が疑われる分析報告、(b)違反が問われたドーピング防止規則の内容、(c)競技者は、B 検体の分析を速やかに要求できる権利を有すること。当該要求を行わなかった場合には、B 検体の分析を要求する権利を放棄したとみなされること、(d)競技者又はドーピング防止機関が B 検体の分析を要求した場合に B 検体の分析が行われる日時及び場所、(e)B 検体の分析が要求された場合には、競技者又は競技者の同伴者は、分析機関に関する国際基準において規定された期間内に行われる当該 B 検体の開封と分析に立会う機会を有すること、及び、(f)競技者は、分析機関に関する国際基準によって必要とされる情報を含む、A 検体及び B 検体の分析機関書類一式の写しを要求する権利を有すること。ドーピング防止機関は、第 14.1.2 項に記載された他のドーピング防止機関に対しても通知を行うものとする。ドーピング防止機関が、違反が疑われる分析報告をドーピング防

止規則違反として扱わないことを決定した場合には、当該ドーピング防止機関は競技者及び第 14.1.2 項に記載されたドーピング防止機関にその旨を通知するものとする。

7.3 非定型報告の検討

国際基準に規定されているように、ある状況下においては、分析機関は、内生的にも生成されうる禁止物質の存在を、更なる調査を条件として、非定型報告として報告するように指示されることがある。A 検体の非定型報告を受け取った場合には、結果の管理に責任を有するドーピング防止機関は、(a) 適用のある TUE が付与されているか否か、又は、(b) 非定型報告の原因となる検査に関する国際基準又は分析機関に関する国際基準からの明らかな乖離が存在するか否かを確認するための検討を実施しなければならない。仮に、検討を行った結果、該当する TUE の存在又は非定型報告の原因となる乖離が明らかにならない場合には、ドーピング防止機関は、所要の調査を実施しなければならない。当該調査が完了した後、競技者及び第 14.1.2 項において特定された他のドーピング防止機関は、非定型報告が、違反が疑われる分析報告として提出されるか否かについて通知を受ける。競技者は第 7.2 項に定められている方法により通知を受ける。

7.3.1 ドーピング防止機関は、調査が完了し、かつ、非定型報告を、違反が疑われる分析報告として提出することを決定するまでは、次に掲げるいずれかの事柄が存在する場合を除き、非定型報告に関する通知を行わない。

- (a) ドーピング防止機関が第 7.3 項に基づく調査の結果を出す前に B 検体の分析を実施すべきであると決定した場合には、ドーピング防止機関は、非定型報告や第 7.2 項(b)-(f)に記載された情報に関する記述を含む通知を競技者に行った後で B 検体の分析を実施することができる。
- (b) ドーピング防止機関が国際競技大会の直前に主要競技大会機関、又は、国際競技大会のチームメンバーの選定の切迫した締め切りに直面したスポーツ団体から、主要競技大会機関又はスポーツ団体により提出されたリストに掲載された競技者に未解決の非定型報告があるか否かの開示を求められた場合には、当該ドーピング防止機関は当該競技者に対して非定型報告に関する通知を行った後に、当該主要競技大会機関又はスポーツ団体に対して当該競技者を特定するものとする。

[第 7.3.1 項(b)の解説：第 7.3.1 項 (b) に記載された状況の下では、主要競技大会機関又は

スポーツ団体には自己の規則に従い措置を講じるか否かの選択権が残されている。]

7.4 第 7.1 項から第 7.3 項の規定の適用が及ばないその他のドーピング防止規則違反の検討

ドーピング防止機関又は当該機関により設置された審査機関は、本規則に基づいて導入されたドーピング防止の方針及び規則など、当該ドーピング防止機関が適切と判断する方針及び規則に従って、必要に応じてドーピング防止規則違反の可能性に関する追加審査を実施しなければならない。ドーピング防止機関は、ドーピング防止規則違反が発生したと確信した場合には、制裁の対象となる競技者又はその他の人に対して、自己の規則に規定された方法により、違反の疑いがあるドーピング防止規則の内容及び違反の根拠についての通知を速やかに発しなければならない。他のドーピング防止機関は、第 14.1.2 項に規定されたとおりの通知を受ける。

[第 7.4 項の解説：例えば、国際競技連盟は、通常は、競技者が所属する国内スポーツ団体を通じて競技者本人に対して通知を行うことになる。]

7.5 暫定的資格停止に関する原則

7.5.1 A 検体の違反が疑われる分析報告の後の強制的な暫定的資格停止

署名当事者は、自己がその決定機関である競技大会、自己がそのチーム選考過程を所轄する競技大会、自己が該当する国際競技連盟である競技大会、又は主張されたドーピング防止規則違反に関する結果の管理を所轄する競技大会において適用される、A 検体の違反が疑われる分析報告を特定物質以外の禁止物質として受領した場合に、第 7.1 項及び第 7.2 項に記載された検討及び通知の後速やかに暫定的資格停止が課される旨の規則を導入しなければならない。

ただし、暫定的資格停止は、競技者が、(a) 暫定的資格停止が課される前、若しくは課された後適時に暫定聴聞会の機会を与えられ、又は、(b) 暫定的資格停止を課された後適時に第 8 条（公正な聴聞会を受ける権利）に基づく簡易聴聞会の機会が与えられない限り賦課されない。

7.5.2 特定物質又はその他のドーピング防止規則違反に関する、A 検体の違反が疑われる分析報告に基づく任意の暫定的資格停止

署名当事者は、自己がその決定機関である競技大会、自己がそのチーム選考

過程を所轄する競技大会、自己が該当する国際競技連盟である競技大会、又は主張されたドーピング防止規則違反に関する結果の管理を所轄する競技大会において適用される、**A 検体の違反が疑われる分析報告**以外のドーピング防止規則違反に対し、又は、特定物質に関する第 7.1 項及び第 7.2 項に記載された検討及び通知の後、**B 検体の分析**又は第 8 条（公正な聴聞会を受ける権利）に記載された最終の聴聞会に先立ち、**暫定的資格停止**を許す旨の規則を導入することができる。

ただし、**暫定的資格停止**は、**競技者**又はその他の人が、**(a) 暫定的資格停止**が課される前、若しくは課された後適時に**暫定聴聞会**の機会を与えられ、又は、**(b) 暫定的資格停止**を課された後適時に第 8 条（公正な聴聞会を受ける権利）に基づく簡易聴聞会の機会を与えられない限り賦課されない。

A 検体の違反が疑われる分析報告に基づき**暫定的資格停止**が課されたが、それに続く**B 検体の分析**（**競技者**又はドーピング防止機関の要求がある場合）が**A 検体の分析結果**を追認しない場合には、**競技者**は第 2.1 項（**禁止物質**又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）の違反を理由としてそれ以上の**暫定的資格停止**は課されない。**競技者**（又は該当する国際競技連盟の規則に規定された**競技者のチーム**）が第 2.1 項の違反により**競技会**の出場資格を失ったが、続く**B 検体の分析結果**が**A 検体の分析結果**を追認しないという状況において、その時点で当該**競技会**にその他の影響を与えることなく当該**競技者**又は**チーム**が当該**競技会**に出場することが可能な場合には、当該**競技者**又は**チーム**は、当該**競技会**に出場できるものとする。

[第 7.5 項の解説：ドーピング防止機関によって**暫定的資格停止**が一方的に課される前に、本規則に定められた内部的な検討が、まず完了されなければならない。さらに、**暫定的資格停止**を課す署名当事者は、当該**暫定的資格停止**を課す前、若しくは課した後速やかに、当該**競技者**に対して**暫定聴聞会**を受ける機会を与え、又は、当該**暫定的資格停止**を課した後速やかに、第 8 条による簡易の最終の聴聞会を受ける機会を与えなければならない。**競技者**は第 13.2 項に基づいて不服申立てをする権利を有している。**B 検体の分析結果**が**A 検体の分析結果**を追認しないという稀な状況においては、**暫定的に資格停止処分**を課されていた**競技者**は、状況が許せば、**競技大会**期間中におけるその後の**競技**に参加することができる。同様に、**チームスポーツ**の**国際競技連盟**の関係する規則によっては、**チーム**が**競技中**である場合において、当該**競技者**がその後の**競技**に参加できるケースがある。**競技者**は第 10.9.3 項に規定されたとおり、最終的に課された**資格停止期間**から、**暫定的資格停止期間**を控除することができる。]

7.6 競技からの引退

結果管理過程の進行中に**競技者**又はその他の人が引退する場合には、結果の管理を実施している**ドーピング防止機関**は、当該結果管理過程を完了させる権限を保有し続ける。仮に、**競技者**又はその他の人が結果管理過程の開始前に引退する場合には、**競技者**又はその他の人がドーピング防止規則に違反した時点において**競技者**又はその他の人についての結果の管理に責任を有する**ドーピング防止機関**が、結果の管理を実施する権限を有する。

[第7.6項の解説：**競技者**又はその他の人が**ドーピング防止機関**の管轄に服する前に行なった行為は、ドーピング防止規則違反を構成しないが、スポーツ団体のメンバーから除外する正当な根拠足り得る。]

第8条：公正な聴聞会に参加する権利

8.1 公正な聴聞会

結果の管理に責任を有する各**ドーピング防止機関**は、ドーピング防止規則に違反したと主張された人のための聴聞手続を設けるものとする。かかる聴聞手続は、ドーピング防止規則違反の有無、違反があった場合にはその適切な**措置**について審議するものとする。聴聞手続においては、次に掲げる原則が尊重されなければならない。

- 適切な時期における聴聞会
- 公正かつ公平な聴聞パネル
- 自費で代理人を立てる権利
- 主張されたドーピング防止規則違反の内容についての通知を、公正かつ適切な時期に受ける権利
- 主張されたドーピング防止規則違反及びその**結果**に関して意見を述べる権利
- 各当事者の、証人を召喚し尋問する権利を含め、証拠を提出する権利（電話による証言、又は陳述書を承認するか否かは、聴聞パネルの自由裁量による。）
- 通訳を入れる権利。聴聞パネルは、通訳者の身元を確認し、その費用の負担につき判断する。
- 適切な時期における、書面による、**資格停止期間**の理由の説明を含む理由を付した決定

[第 8.1 項の解説：本項には、ドーピング防止規則に違反したと主張されている人に対して行われる聴聞会の公平性を確保するための原則が盛り込まれている。本項を設けた目的は、各署名当事者の聴聞会に関する固有の規則に取って代わるのではなく、各署名当事者がこれらの原則に適合する聴聞手続を定めるようにすることにある。]

8.2 競技大会に関する聴聞会

競技大会に関連して開催される聴聞会は、関係するドーピング防止機関及び聴聞パネルの規則において許容されている場合には、当該簡易手続の方式で開催することができる。

[第 8.2 項の解説：例えば、ドーピング防止規則違反の解決を行わなければ競技者の競技大会参加資格を決定できない場合には、主要競技大会の前日に簡易の聴聞会が開催される可能性がある。また、事案の判断内容によって競技大会における結果の有効性や継続参加資格が左右される場合、競技大会開催期間中に簡易の聴聞会が開催される可能性がある。]

8.3 聴聞会の放棄

聴聞会に参加する権利は、明示的に、又は、競技者又はその他の人がドーピング防止機関によるドーピング防止規則に違反した旨の主張に対しドーピング防止機関の規則に定められた特定の期間内に異議申立てをしないことにより放棄される。聴聞会が開催されない場合には、結果を管理する責任を有するドーピング防止機関は、第 13.2.3 項に規定された人に対し、措置の理由を付した決定を提示しなければならない。

第 9 条：個人の成績の自動的失効

個人スポーツにおける競技会検査に関してドーピング防止規則違反があった場合には、当該競技会において得られた個人の成績は、自動的に失効し、その結果として、当該競技会において獲得されたメダル、得点、及び賞の剥奪を含む措置が課される。

[第 9 条の解説：競技者が、体内に禁止物質が存在する状態で金メダルを獲得した場合、当該金メダルを獲得した本人の過誤の有無にかかわらず、その競技に参加した他の競技者から見れば不公平になる。「クリーンな」競技者のみが、競技の結果から恩恵を受けることができる。

チームスポーツについては、第11条(チームに対する結果)を参照すること。チームスポーツではないがチームに対して賞が与えられるスポーツにおいては、国際競技連盟に適用される規則の定めに従って一人又は二人以上のチームメンバーがドーピング防止規則に違反した際におけるチームに対する失効又はその他の制裁措置が課されることになる。]

第10条：個人に対する制裁措置

10.1 ドーピング防止規則違反が発生した競技大会における成績の失効

競技大会開催期間中又は競技大会に関連してドーピング防止規則違反が発生した場合、当該競技大会の決定機関である組織の決定により、当該競技大会において得られた個人の成績は自動的に失効し、当該競技大会において獲得されたメダル、得点、及び賞の剥奪を含む措置が課される。ただし、第10.1.1項に定める場合は、この限りではない。

[第10.1項の解説：第9条(個人の成績の自動的失効)によって、競技者に陽性検査結果が出た競技会(例、100メートル背泳ぎ)においては、その結果が失効するが、本項により、競技大会(例、FINAの世界選手権大会)の開催期間中に実施された全レースの結果が全て失効する可能性がある。競技大会における他の結果を失効させるか否かを検討する際の要素としては、例えば、競技者のドーピング防止規則違反の重大性の程度や、他の競技会において競技者に陰性検査結果が出たか否かなどが挙げられる。]

10.1.1 競技者が当該違反に関して自己に過誤又は過失がないことを証明した場合には、ドーピング防止規則違反が発生した競技会以外の競技会における競技者の個人の成績は失効しないものとする。ただし、ドーピング防止規則違反が発生した競技会以外の競技会における当該競技者の成績が、当該違反による影響を受けていると考えられる場合は、この限りではない。

10.2 禁止物質及び禁止方法の存在、使用若しくは使用の企て、又は、保有に関する資格停止

第2.1項(禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在すること)、第2.2項(禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること)及び第2.6項(禁止物質及び禁止方法を保有すること)の違反に対して課される資格停止期間は、次のとおりとする。ただし、第10.4項及び第10.5項に定められている資格停止期間の取消

し又は短縮の要件に該当する場合、第 10.6 項に定められている資格停止期間の延長の要件に該当する場合はこの限りではない。

1 回目の違反—2 年間の資格停止

[第 10.2 項の解説：制裁措置の調和は、ドーピング防止において最も頻繁に議論されている問題の一つである。調和とは、各事例の固有の事項の評価に際し、同一の規則及び判断基準が適用されることを意味する。制裁措置の調和に反対する論者の論拠は、スポーツ相互間の差異に基づいている。例えば、競技者が多額の収入を得ているプロであるスポーツもあれば、アマチュアで占められているスポーツもある。競技者の活動期間が短いスポーツ（例、体操）では、伝統的に活動期間の長いスポーツ（例、馬術及び射撃）に比べ、2 年間の資格停止の影響が極めて大きくなる。個人スポーツ（例、陸上競技）は、チームの一員としての練習がより重要になってくる他のスポーツに比べ、資格停止期間に一人で練習することで競技能力を維持しやすい。調和に賛成する主な論拠は、同じ国の出身の 2 名の競技者に、同じような状況の下で同一の禁止物質について陽性の検査結果が出た場合、参加するスポーツが異なるという理由だけで制裁措置の内容が異なるというのは、単純に正義に反するとするということである。さらに、制裁措置を柔軟化することは、しばしば、いくつかのスポーツ団体において、ドーピング実行者により甘くなる受け入れがたい契機とみなされてきた。また、制裁措置の不調和は、しばしば、国際競技連盟と国内ドーピング防止機関との間の権限争いの原因となってきた。]

10.3 その他のドーピング防止規則違反に関する資格停止

第 10.2 項に定められた以外のドーピング防止規則違反に関する資格停止期間は次のとおりとする。

10.3.1 第 2.3 項（検体採取の拒否又は回避）又は第 2.5 項（ドーピング・コントロールの不当な改変）の違反の場合には、資格停止期間は 2 年間とする。ただし、第 10.5 項又は第 10.6 項に定める要件に該当する場合はこの限りではない。

10.3.2 第 2.7 項（不正取引又は不正取引を企てること）又は第 2.8 項（禁止物質若しくは禁止方法の投与又はこれらを企てること）の違反の場合には、資格停止期間は、最低 4 年間、最高で永久とする。ただし、第 10.5 項に定める要件に該当する場合はこの限りではない。未成年者を巻き込むドーピング防止規則に違反は、特に重大な違反であると考えられ、競技者支援要員に

よる違反が第 4.2.2 項において言及されている特定物質に関する違反以外のものであった場合には、当該競技者支援要員に対して永久資格停止が課されるものとする。さらに、第 2.7 項又は第 2.8 項の重大な違反がスポーツに関連しない法令違反にも及ぶ場合には、権限のある行政機関、専門機関又は司法機関に対して報告がなされるものとする。

[第 10.3.2 項の解説：ドーピングを行っている競技者に関与し、又はドーピングの隠蔽に関与した者は、陽性検査結果が出た競技者本人と比して、より厳しい制裁措置が適用される。スポーツ団体の権限は、一般に、資格認定、加盟その他の競技上の恩典に関する資格の停止に限定されているので、競技者支援要員を権限のある機関に告発することは、ドーピングを抑止するための重要な措置である。]

10.3.3 第 2.4 項（居場所情報未提出又は検査未了）の違反の場合、資格停止期間は、当該競技者の過誤の程度に基づき、最低 1 年間から最高で 2 年間とする。

[第 10.3.3 項の解説：合計 3 回にわたり、居場所情報未提出又は検査未了につき弁明の余地がない場合には、第 10.3.3 項に基づく制裁措置は 2 年間となる。そうでなければ、制裁措置は事件の事情を基礎として 2 年間から 1 年間の間で算定される。]

10.4 特別な事情の下での特定物質の利用に関する資格停止期間の取消し又は短縮

競技者又はその他の人が、自己の体内に特定物質がいかに入り、又はいかに保有するに至ったかを証明でき、かつ、特定物質の使用が競技者の競技力の向上又は競技力を向上させる物質の使用の隠蔽を目的としたものではないことを証明できる場合には、第 10.2 項に定められている資格停止期間は、次のとおり置き換えられるものとする。

1 回目の違反：将来の競技大会における資格停止期間を伴わない譴責処分を最低限とし、資格停止期間 2 年間で最高とする措置

資格停止期間の取消し又は短縮を正当化するため、競技者又はその他の人は、自己の証言に加え、競技力を向上させる目的又は競技力を向上させる物質の使用を隠蔽する目的がなかったことを聴聞パネルに納得させる補強証拠を提出しなければならない。競技者又はその他の人の過誤の程度は、資格停止期間の短縮を算定する上で考慮する基準となる。

[第10.4項の解説：特定物質が、他の禁止物質に比べ、スポーツにおけるドーピングの目的に照らしてより深刻な物質ではないというわけでは必ずしもない（例えば、特定物質として挙げられている興奮薬は、競技会において、競技者にとって非常に効果的である）。よって、本項の基準を満たさない競技者は2年間の資格停止処分を受ける可能性もあり、第10.6項に基づき4年間の上限とする資格停止処分を受ける可能性もある。しかし、特定物質については、他の禁止物質とは異なり、ドーピングをしていないという説明を信頼しがちになる傾向が多量にある。本項は、事件の客観的事情から、聴聞パネルが、禁止物質を使用又は保有した競技者が自己の競技力の向上を目的としていなかったことを納得した事件に限り適用されるものとする。複数の事情が組み合わされることにより、競技力向上の目的がないと聴聞パネルを納得させるような客観的事情の例としては、次のようなものがある。

- ・ 特定物質の性質又は摂取の時期が競技者にとって効果的なものではなかったという事実
 - ・ 競技者が特定物質を公の場で使用し、又は自己が使用した旨を公表していること
 - ・ 特定物質が競技とは無関係に処方されたことを証明する当時の医学上の記録
- 一般的に、競技力向上の可能性が大きくなればなるほど、競技力向上の目的がなかったことを競技者が証明する負担は大きくなる。

競技力向上の目的の欠如については聴聞パネルが納得できる程度に証明されなければならないが、競技者は、特定物質がどのようにして自己の体内に入ったかについては、証拠の優越の程度の基準で証明することもできる。

競技者又はその他の人の過誤の程度を評価するにあたり考慮される事情は、通常期待される行動から当該競技者又はその他の人の行動が乖離していることを説明するのに具体的かつ適切なものでなければならない。ゆえに、例えば、競技者が資格停止期間中に多額の収入を得る機会を失うことになるという事実や、競技者が自己のキャリア若しくは競技日程において少しの時間しか残されていないという事実は、本項による資格停止期間の短縮において考慮される関係する要因とはならない。資格停止期間が完全に取消されるのは、極めて例外的な事件のみにおいてであることが想定されている。]

10.5 例外的事情を理由とする資格停止期間の取消し又は短縮

10.5.1 過誤又は過失がないこと

個別事件において、競技者が過誤又は過失がないことを証明した場合には、その証明がなければ適用された資格停止期間は取消される。第2.1項（禁止物質が存在すること）に違反して、競技者の検体に禁止物質又はそのマー

カー若しくはその代謝物が検出された場合には、競技者は、資格停止期間を取り消すためには、自己の体内に禁止物質がいかに入ったかを証明しなければならない。本項が適用され、当該証明がなければ適用された資格停止期間が取り消された場合には、当該ドーピング防止規則違反は、第 10.7 項に定められている複数回の違反に対する資格停止期間を判定する場合に限り、違反とは判断されないものとする。

10.5.2 重大な過誤又は過失がないこと

個別事件において、競技者又はその他の人が自己に重大な過誤又は過失がないことを証明した場合には、当該証明がなければ適用された資格停止期間を短縮することができる。ただし、短縮された後の資格停止期間は、当該証明がなければ適用された資格停止期間の半分を下回ることはできない。当該証明がなければ適用された資格停止期間が永久である場合には、本項に基づく短縮後の期間は、8 年を下回ることはできない。第 2.1 項(禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること)に違反して競技者の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが検出された場合には、競技者は、資格停止期間を短縮するためには、自己の体内に禁止物質がいかに入ったかを証明しなければならない。

[第 10.5.1 項及び第 10.5.2 項の解説：本規則は、違反に関し、自己に過誤若しくは過失又は重大な過誤若しくは過失がなかった旨を競技者が証明できるという特殊な場合に資格停止期間の取消し又は短縮が認められる可能性について定めている。上記の方法は、人権の基本的な原則に整合し、また、例外を狭く解釈すべき又は一切認めるべきではないと主張するドーピング防止機関と、明らかに競技者に過誤がある場合でも、その他各種の要因によっては 2 年間の資格停止処分を短縮すべしというドーピング防止機関との間のバランスをもたらすものである。これらの条項は、制裁措置の賦課に関してのみ適用され、ドーピング防止規則違反が発生したか否かを判断する際には適用されない。第 10.5.2 項は、当該ドーピング防止規則違反にとって、競技者の故意が違反の要素となっており、短縮の基準に適合することが特に困難な場合であっても、適用される可能性がある。第 10.5.1 項及び第 10.5.2 項は、真に例外的事情が存在する事件に限って意味をもつものとすることが意図されており、大多数の事件において適用されることは意図されていない。第 10.5.1 項の運用を説明すると、過誤又は過失がないとして制裁措置が全面的に取り消される例としては、十分な注意を払ったにもかかわらず競争相手から妨害を受けた旨を競技者が証明できる場合が挙げられる。逆に、次の場合においては過誤又は過失がないとして制裁措置が全面的に取り消されることはない。

- (a) ビタミンや栄養補助食品の誤った表記や汚染が原因となって検査結果が陽性になっ

た場合（競技者は自らが摂取する物に関して責任を負う（第 2.1.1 項）とともに、サプリメントの汚染の可能性に関しては競技者に対して既に警告が行われている）

- (b) 競技者本人に開示することなく競技者の主治医又はトレーナーが禁止物質を投与した場合（競技者は医師の選定について責任を負うとともに、自らに対する禁止物質の投与が禁止されている旨を医師に対して伝達しなければならない）
- (c) 競技者が懇意とする集団の中において、配偶者、コーチその他の人が競技者の飲食物に手を加えた場合（競技者は自らが摂取する物について責任を負うとともに、自己の飲食物への接触を許している人の行為についても責任を負う）

しかし、個々の事件の具体的な事実によっては、上記のような事例であっても、重大な過誤又は過失が存在しないとして制裁措置が短縮される可能性がある（例えば、上記(a)の場合、検査結果が陽性となった理由が、禁止物質と無関係の供給元から購入した総合ビタミン剤に汚染されていたためであって、かつ、他の栄養補助食品を摂取しないよう自分が注意していたことを競技者本人が明確に証明した場合、措置が短縮される可能性もある。）。

第 10.5.1 項及び第 10.5.2 項において、競技者又はその他の人の過誤を評価するために考慮される証拠は、具体的なものであり、かつ、通常期待される行動からの、競技者又はその他の人の行動の乖離の程度を説明するのに具体的かつ適切なものでなければならない。

ゆえに、例えば、競技者が資格停止期間の間に多額の収入を得る機会を失うことになるという事実や、競技者が自己のキャリアにおいて少しの時間しか残されていない事実、又は競技日程は、本項による資格停止期間の短縮において考慮される関係する要因とはならない。

適用される制裁措置の決定において未成年者は未成年であるという事実のみで特別扱いを受ける訳ではないが、若さや経験の欠如は、第 10.3.3 項、第 10.4 項及び第 10.5.1 項と同様、第 10.5.2 項においても、競技者又はその他の人の過誤の有無を決定するにあたって評価される関係する要素である。第 10.3.3 項又は第 10.4 項を適用する際には、これらの条項は既に適用される資格停止期間を算定するために競技者又はその他の人の過誤の程度を考慮に入れているため、第 10.5.2 項は適用されるべきではない。]

10.5.3 ドーピング防止規則違反を発見又は証明する際の実質的な支援

ドーピング防止規則違反の結果の管理に責任を有するドーピング防止機関は、第 13 条に基づく最終の不服申立てに対する決定、又は不服申立て期間の満了に先立ち、競技者又はその他の人がドーピング防止機関、刑事司法機関又は懲戒のための専門機関に対して、実質的な支援を提供し、その結果、ドーピング防止機関が他の人によるドーピング防止規則違反を発見若しくは証明し、又は刑事司法機関若しくは懲戒のための専門機関が他の人

により犯された刑事犯罪若しくは専門的な規定に対する違反を発見し若しくは証明するに至った場合には、その事件において課される資格停止期間の一部を短縮することができる。第 13 条による最終的な不服申立てに対する決定又は不服申立ての期間満了の後においては、ドーピング防止機関は、WADA 及び適切な国際競技連盟の承認を得た場合にのみ、当該証明がなければ適用された資格停止期間を短縮することができる。当該証明がなければ適用された資格停止期間が短縮される程度は、競技者又はその他の人により犯されたドーピング防止規則違反の深刻性及び競技者又はその他の人により提供されたスポーツにおけるドーピングの根絶のための実質的な支援の重要性に基づくものとする。当該証明がなければ適用された資格停止期間の 4 分の 3 を超えて短縮されない。当該証明がなければ適用された資格停止期間が永久である場合には、本項に基づき短縮されない期間は 8 年間を下回らないものとする。本項に従い、ドーピング防止機関が当該証明がなければ適用された資格停止期間を短縮する場合、当該ドーピング防止機関は、速やかに当該決定に対し不服申立てをする権利を有する各ドーピング防止機関に対し、その決定を正当化する理由を書面により提出しなければならない。ドーピング防止機関が、競技者又はその他の人が想定された実質的な支援を提供しなかったことを理由に、短縮されていた資格停止期間を元に戻した場合、競技者又はその他の人は第 13.2 項に従い、当該回復に対し、不服申立てをすることができる。

[第 10.5.3 項の解説：競技者、競技者支援要員又はその他の人、及び自己の過ちを認め、他のドーピング防止規則違反を明るみに出そうとする意思を有するその他の人の協力は、スポーツ界の浄化のために重要である。実質的な支援の重要性を評価する際に考慮される要素には、例えば、関与した個人の人数、当該各個人の競技における立場、違反の計画が第 2.7 項の不正取引又は 2.8 項の投与を含むか否か、違反が検査において容易に発覚する物質又は方法であるか否か等が含まれる。資格停止期間の最大限の短縮は極めて限られた事件においてのみ適用される。ドーピング防止規則違反の深刻性に関連して考慮される追加的な要素は、実質的な支援を提供した人がなお享受していると思われる競技力向上効果である。一般的に、実質的な支援が結果の管理の過程の早期に提供されたものであるほど、当該証明がなければ適用された資格停止期間が短縮される割合は大きくなる。

ドーピング防止規則に違反したと主張された競技者又はその他の人が、第 8.3 項（聴聞会の放棄）に従い聴聞会を放棄すると共に、本項に基づく資格停止期間の短縮を受ける権利を主張する場合には、ドーピング防止機関が本項に基づいて資格停止期間を短縮する割合が適切であるか否かを決定しなければならない。競技者又はその他の人が、ドーピング防止

規則違反についての第 8 条の聴聞会が終結する前に資格停止期間の短縮の権利を主張する場合には、聴聞パネルは、競技者又はその他の人がドーピング防止規則に違反したか否かを決定すると同時に、資格停止期間が短縮される割合が、本項に基づいて適切であるか否かを決定しなければならない。資格停止期間の一部が短縮された場合には、当該決定においては、提供された情報が信頼でき、ドーピング防止規則違反又はその他の違反の発見又は証明に重要であったと結論付けた根拠が説明されるものとする。ドーピング防止規則違反の決定が下され、第 13 条に基づく不服申立てがなされなかった結果、当該決定が最終的なものになった後、競技者又はその他の人が資格停止処分を受けながらも、資格停止期間の短縮の権利を主張する場合には、競技者又はその他の人はドーピング防止規則違反の結果の管理に責任を有するドーピング防止機関に対し、本項に基づき資格停止期間を短縮するよう求めることができる。当該証明がなければ適用された資格停止期間の短縮は WADA 及び関係する国際競技連盟による承認を要する。資格停止期間の短縮の基礎となる条件が充足されない場合、結果の管理を所轄するドーピング防止機関は所定の資格停止期間を元に戻さなければならない。本項の下でドーピング防止機関により言い渡された決定に対しては、第 13.2 項に基づき不服申立てをすることができる。

本項は、本規則において、当該証明がなければ適用された資格停止期間の短縮が認められる唯一の場合である。]

10.5.4 その他の証拠がない場合におけるドーピング防止規則違反の自白

ドーピング防止規則違反を証明しうる検体の採取の通知を受け取る前に（又は、第 2.1 項以外のドーピング防止規則違反事件において、第 7 条に従って自白された違反に関する最初の通知を受け取る前に）、競技者又はその他の人が任意にドーピング防止規則違反を自白し、当該自白が、自白の時点で当該違反に関する唯一の信頼できる証拠である場合には、資格停止期間を短縮することができる。ただし、短縮された後の資格停止期間は、当該事情がなければ適用された資格停止期間の半分を下回ることはできない。

[第 10.5.4 項の解説：本項は、ドーピング防止機関がドーピング防止規則違反が発生していることを認識していないという状況において、競技者又はその他の人が、ドーピング防止規則に違反したことを名乗り出て、自白する場合に適用することを意図している。競技者又はその他の人が、自己の違反行為がまさに発覚するであろうとの認識の下で自白がなされたという場合に適用されることを意図してはいない。]

10.5.5 競技者又はその他の人が、本条における一以上の規定に基づき、制裁措置の短縮の権利を証明した場合

当該事情がなければ適用された資格停止期間は、第 10.5.2 項、第 10.5.3 項又は第 10.5.4 項における短縮又は中断の適用前に、第 10.2 項、第 10.3 項、第 10.4 項及び第 10.6 項に従って決定されるものとする。競技者又はその他の人が資格停止期間の短縮又は中断の権利を第 10.5.2 項、第 10.5.3 項、第 10.5.4 項のうち 2 以上の規定に基づき証明した場合には、資格停止期間は、短縮又は中断される。ただし、短縮又は中断された後の資格停止期間は、当該事情がなければ適用された資格停止期間の 4 分の 1 を下回ることはできない。

[第 10.5.5 項の解説: 適切な制裁措置は 4 つの段階を経て決定される。まず、聴聞パネルは、特定のドーピング防止規則違反について、どの基本的な制裁措置 (第 10.2 項、第 10.3 項、第 10.4 項又は第 10.6 項) が適用されるかということを決める。第 2 段階として、聴聞パネルは、制裁措置の短縮、取消し又は短縮 (第 10.5.1 項から第 10.5.4 項まで) の根拠があるか否かを確認する。ただし、短縮、取消し又は短縮の全ての根拠が制裁措置の規定と組み合わさるわけではないことに注意を要する。例えば、第 10.5.2 項は、第 10.3.3 項及び第 10.4 項のもとで、聴聞パネルが既に競技者又はその他の人の過誤の程度を基準に資格停止期間を決定しているため、第 10.3.3 項又は第 10.4 項を含む事件においては適用されない。第 3 段階として、聴聞パネルは、第 10.5.5 項に基づき、競技者又はその他の人に、複数の第 10.5 項の規定の取消し、短縮又は停止の権利があるか否かを決める。最後に、聴聞パネルは、第 10.9 項に基づき、資格停止期間の開始時期を決定する。

次の 4 つの事例は適切な分析の順序を示すものである。

事例 1 :

事実 :

- ・ 違反が疑われる分析報告が、蛋白同化ステロイド薬の存在を示している。
- ・ 競技者はドーピング防止規則違反を速やかに主張されたとおりに認める。
- ・ 競技者は重大な過誤がないこと (第 10.5.2 項) を証明し、また、実質的な支援を提供する。

第 10 条の適用 :

1. 基本となる制裁措置は、第 10.2 項により 2 年間である。(競技者が速やかに違反を認め

たため、さらに悪化させる事情（第 10.6 項）は、考慮されない。ステロイド薬は特定物質ではないため、第 10.4 項は適用されない。）

2. 重大な過誤がないことのみを根拠として、制裁措置は 2 年間の半分を上限として短縮されうる。また、実質的な支援のみを基本に、制裁措置は 2 年間の 4 分の 3 を上限として短縮されうる。
3. 第 10.5.5 項の下で、重大な過誤の不存在及び実質的な支援の双方による短縮の可能性を考慮すると、制裁措置の上限は 2 年間の 4 分の 3 となる。ゆえに、最小の制裁措置は 6 ヶ月の資格停止となる。
4. 競技者が速やかにドーピング防止規則違反を自白したことから、第 10.9.2 項に基づき、資格停止期間の起算日は検体の採取の時点まで遡及することができるが、競技者は、少なくとも資格停止期間の半分（最小で 3 ヶ月）を聴聞パネルが決定を下した日以後に服する必要がある。

事例 2 :

事実 :

- ・ 違反が疑われる分析報告が蛋白同化ステロイド薬の存在を示している。
- ・ 加重事情が存在し、競技者は自己がドーピング防止規則違反を意図せずに犯したことを証明できない。
- ・ 競技者は主張されたとおりのドーピング防止規則違反を速やかには認めない。
- ・ しかし、競技者は実質的な支援（第 10.5.3 項）を提供する。

第 10 条の適用 :

1. 基本となる制裁措置は第 10.6 項に定められた 2 年以上 4 年以下の資格停止である。
2. 実質的な支援に基づき、制裁措置は 4 年間の 4 分の 3 を上限として短縮される。
3. 第 10.5.5 項は適用されない。
4. 第 10.9.2 項に基づき、資格停止期間の起算日は聴聞パネルが決定を下した日とする。

事例 3 :

事実：

- ・ 違反が疑われる分析報告は特定物質の存在に係る。
- ・ 競技者は自己の体内に特定物質がいかに入ったか、また、彼が競技力向上の目的を有していなかったことを証明する。
- ・ 競技者は自らには僅かな過誤しかなかったことを証明する。
- ・ 競技者は実質的な支援（第 10.5.3 項）を提供する。

第 10 条の適用：

1. 違反の疑われる分析結果が特定物質を含み、かつ、競技者は第 10.4 項の他の条件を満たしているため、基本となる制裁措置は戒告以上 2 年間の資格停止以下の範囲となる。聴聞パネルは当該範囲の間で制裁措置を課すにあたり、競技者の過誤を評価する（本事例の説明の前提として、聴聞パネルは、他の事情がなければ 8 ヶ月の資格停止期間を課すものとする。）。
2. 実質的な支援に基づき、制裁措置は 8 ヶ月の 4 分の 3 を上限として短縮される（2 ヶ月以上）。競技者の過誤の程度が、第 1 段階において 8 ヶ月間の資格停止を算定する際に既に考慮に入れられているため、重大な過誤がないこと（第 10.2 項）は適用されない。
3. 第 10.5.5 項は適用されない。
4. 競技者が速やかにドーピング防止規則違反を自白したことから、第 10.9.2 項に基づき、資格停止期間の起算日は検体の採取の時点まで遡及することができるが、競技者は、少なくとも資格停止期間の半分（最小で 1 ヶ月）を聴聞パネルが決定を下した日以後に服す必要がある。

事例 4：

事実：

- ・ 違反が疑われる分析報告を有しておらず、又は、ドーピング防止規則に対する継続した違反に問われていない競技者が、自らが複数の禁止物質を自己の競技力向上を目的として使用したことを自発的に認める。
- ・ 競技者はまた、実質的な支援（第 10.5.3 項）を提供する。

第 10 条の適用：

1. 競技力向上のための複数の禁止物質の意図的な使用は、通常は、さらに悪化させる事情（第10.6項）の適用を考慮することを正当化するが、競技者の自発的な自白により第10.6項は適用されない。競技者の禁止物質の使用が競技力の向上を目的としたものであったという事実は、使用された禁止物質が特定物質であるか否かを問わず、第10.4項の適用を排除する。ゆえに、第10.2項が適用され、基本となる課される資格停止期間は2年間となる。
2. 競技者の自発的な自白（第10.5.4項）のみを根拠として、資格停止期間は2年間の半分を上限に短縮されうる。競技者の実質的な支援（第10.5.3項）のみを根拠として、資格停止期間は2年間の4分の3を上限に短縮されうる。
3. 第10.5.5項に基づき、自発的な自白及び実質的な支援を共に考慮に入れると、制裁措置は2年間の4分の3を上限として短縮されうる（最小の資格停止期間は6ヶ月）。
4. 第3段階において、最小の資格停止期間である6ヶ月間の資格停止という結論に達するに際し、聴聞パネルが第10.5.4項を考慮した場合には、資格停止期間は聴聞パネルが制裁措置を課した日を起算日として開始される。ただし、第3段階において資格停止期間を短縮するに際し、聴聞パネルが第10.5.4項を考慮しなかった場合には、第10.9.2項により、資格停止期間の起算日はドーピング防止規則違反があった日を限度にさかのぼることができる。ただし、競技者は、少なくとも資格停止期間の半分（最小で3ヶ月）を聴聞パネルが決定を下した日以後に服する必要がある。]

10.6 資格停止期間を延長させる加重事情

ドーピング防止機関が第2.7項（不正取引の実行又は不正取引の企て）及び第2.8項（投与又は投与の企て）以外の個々のドーピング防止規則違反事件において、通常の制裁措置に比べて重い資格停止期間の賦課を正当化する加重事情を証明した場合には、競技者又はその他の人が、自己がドーピング防止規則違反を違反と知りながら犯したのではないことを聴聞パネルが納得する程度に証明しない限り、当該事情がなければ適用された資格停止期間は4年間の上限として延長される。

競技者又はその他の人は、ドーピング防止機関によりドーピング防止規則違反に問われた後、速やかに主張されたとおりのドーピング防止規則違反を認めることにより、本条の適用を避けることができる。

[第10.6項の解説：通常の制裁措置よりも重い資格停止期間を賦課することを正当化する

加重事情としては次の例が挙げられる。

- ・ 競技者又はその他の人がドーピングの計画又はスキームの一環として、個別に又は共謀して若しくはドーピング防止規則に違反するための共同計画として、ドーピング防止規則に違反した場合
- ・ 競技者又はその他の人が、複数の禁止物質若しくは禁止方法を使用し若しくは保有した場合、又は複数の機会に禁止物質若しくは禁止方法を使用し若しくは保有した場合
- ・ 通常の個人であれば、ドーピング防止規則違反による競技力向上の効果を、資格停止期間を超えて享受し続けるであろう場合
- ・ 競技者又はその他の人がドーピング防止規則違反の検出又は裁定を避けるために詐害行為や妨害行為に従事した場合

疑義を避けるために、本第 10.6 項の解説に記述された加重事情の例は、限定的なものではなく、他の加重事情も、より長い資格停止期間の賦課を正当化しうる。第 2.7 項（不正取引の実行又は企て）及び第 2.8 項（投与又は投与の企て）の違反に対する制裁措置（4 年以上永久の資格停止）には、既に加重事情の考慮を許容する十分な裁量が組み込まれているため、それらの違反は第 10.6 項の適用範囲に含まれない。]

10.7 複数の違反

10.7.1 ドーピング防止規則に対する 2 回目の違反

競技者又はその他の人の 1 回目のドーピング防止規則違反において、資格停止期間は、第 10.2 項及び第 10.3 項（第 10.4 項又は第 10.5 項に基づいて取消し、短縮若しくは停止され、又は第 10.6 項に基づいて延長される）に規定されている。2 回目のドーピング防止規則違反において、資格停止期間は、下記の表に規定された範囲内とされる。

2回目の違反 1回目の違反	RS	FFMT	NSF	St	AS	TRA
RS	1-4	2-4	2-4	4-6	8-10	10-永久
FFMT	1-4	4-8	4-8	6-8	10-永久	永久
NSF	1-4	4-8	4-8	6-8	10-永久	永久
St	2-4	6-8	6-8	8-永久	永久	永久
AS	4-5	10-永久	10-永久	永久	永久	永久
TRA	8-永久	永久	永久	永久	永久	永久

[第 10.7.1 項の解説：本表は、競技者又はその他の人の初回のドーピング防止規則違反を、左側の列から見つけ、その後、2 回目の違反が示されている列まで表を右側に横断することにより使用される。例えば、競技者が第 10.2 項による初回の違反として標準的な資格停止期間を受け、その後、2 回目の違反を犯し、第 10.4 項に基づく特定物質であったことを原因として、短縮された制裁措置を受けるものと仮定する。本表は 2 回目の違反に対する資格停止期間決定するために使用される。本表は本事例において、次のように使用される。すなわち、左側の列から開始し、4 行目の標準的な制裁措置「St」まで下り、その後、表を最初の列である特定物質による制裁措置の短縮「RS」まで横切ると、その結果、2 回目の違反に対する資格停止期間は 2 年から 4 年の範囲となる。競技者又はその他の人の過誤の程度は、適用される範囲の中で資格停止期間を算定する基準となる。]

2 回目のドーピング防止規則違反の表のための定義は次のとおりである。

RS (第 10.4 項の特定物質による短縮された制裁措置)：ドーピング防止規則違反が特定物質を含み、かつ、第 10.4 項に定められるその他の要件を満たしているため、第 10.4 項による短縮された制裁措置が課された、又は課されるべきである。

FFMT (居場所情報未提出又は検査未了)：ドーピング防止規則違反について、第 10.3.3 項 (居場所情報未提出又は検査未了) による制裁措置が課された、又は課されるべきである。

NSF (重大な過誤又は過失がないことによる短縮された制裁措置)：競技者により第 10.5.2 項の重大な過誤又は過失がないことが証明されたため、ドーピング防止規則違反について、第 10.5.2 項による短縮された制裁措置が課された、又は課されるべきである。

St (第 10.2 項又は第 10.3.1 項による通常の制裁措置)：ドーピング防止規則違反について、第 10.2 項又は第 10.3.1 項による通常の 2 年間の制裁措置が課された、又は課されるべきである。

AS (加重制裁措置)：ドーピング防止機関が第 10.6 項に定められた要件を証明したため、ドーピング防止規則違反について、第 10.6 項の加重制裁措置が課された、又は課されるべきである。

TRA：(不正取引又は不正取引の企て、及び投与又は投与の企て)：ドーピング防止規則違反について、第 10.3.2 項の制裁措置が課された、又は課されるべきである。

[第 10.7.1 項の RS の定義の解説：本規則以前のドーピング防止規則違反における第 10.7.1 項の適用に関しては、第 25.4 項を参照のこと。]

10.7.2 第 10.5.3 項及び第 10.5.4 項のドーピング防止規則に対する 2 回目の違反に関する適用

ドーピング防止規則に対する 2 回目の違反を犯した競技者又はその他の人が第 10.5.3 項又は第 10.5.4 項による資格停止期間の停止又は短縮の権利を有することを証明した場合には、聴聞パネルは、まず、第 10.7.1 項の表に定められている範囲で当該事情がなければ適用された資格停止期間を決定し、その後、適切な資格停止期間の停止又は短縮を適用する。第 10.5.3 項及び第 10.5.4 項の停止又は短縮を適用した後の残存する資格停止期間は、少なくとも当該事情がなければ適用された資格停止期間の 4 分の 1 以上でなければならない。

10.7.3 3 回目のドーピング防止規則違反

3 回目のドーピング防止規則違反は常に永久の資格停止となる。ただし、3 回目のドーピング防止規則違反が第 10.4 項の資格停止期間の取消し又は短縮の要件を満たす場合、又は、第 2.4 項に対する違反（居場所情報未提出又は検査未了）に関するものである場合にはこの限りではない。上記ただし書きの場合には、資格停止期間は 8 年から永久とする。

10.7.4 潜在的な複数違反に関する追加的な規則

- 第 10.7 項に基づいて制裁措置を課すことにおいて、競技者又はその他の人が第 7 条（結果の管理）に基づくドーピング防止規則違反の通知を受けた後に、又はドーピング防止機関がドーピング防止規則違反の通知をするために合理的な努力を行った後に、当該競技者又は当該人が別のドーピング防止規則違反を犯したことをドーピング防止機関が証明できた場合にのみ、当該 2 回目のドーピング防止規則違反が考慮される。ドーピング防止機関が当該事実を証明することができない場合には、当該 2 回の違反は、全体として一つの 1 回目の違反であると判断され、当該 2 回の違反各々に対する制裁措置のうち、より厳しい

制裁措置が課されるものとするが、複数回の違反があったという事実は、加重事情（第 10.6 項）の有無の判断の際の要素として考慮される。

- 1 回目のドーピング防止規則違反が解決された後、ドーピング防止機関が 1 回目の違反に関する通知以前に発生した競技者又はその他の人によるドーピング防止規則違反の事実を発見した場合には、ドーピング防止機関は、仮に 2 つの違反が同時に裁定されていたならば課されたであろう制裁措置に基づいて追加の制裁措置を課すものとする。複数のドーピング防止規則違反のうちより早い方のドーピング防止規則違反まで遡った全ての競技会における結果は、第 10.8 項に規定されたとおりに失効する。以前に行われた違反が後に発覚することで、加重事情（第 10.6 項）となることを避けるためには、競技者又はその他の人は自己が初めに受けた違反の通知の後速やかに、前に犯したドーピング防止規則違反を自発的に認めなければならない。上記の規則はドーピング防止機関が、2 回目のドーピング防止規則違反が解決された後に、その他の前の違反を含む事実を発見する場合にも適用される。

[第 10.7.4 項の解説: 競技者がドーピング防止規則違反を 2008 年 1 月 1 日に犯したが、ドーピング防止機関が 2008 年 12 月 1 日になって漸く当該違反を発見したという状況を仮定する。上記の間に、競技者が、2008 年 3 月 1 日にドーピング防止規則に対する他の違反を犯し、当該違反に関し 2008 年 3 月 30 日にドーピング防止機関から通知を受け、聴聞パネルは、競技者が 2008 年 3 月 1 日にドーピング防止規則に違反した旨を 2008 年 6 月 30 日付で裁定した。後に発見された 2008 年 1 月 1 日に発生した違反は、競技者が当該違反について、後日の違反に関する通知を 2008 年 3 月 30 日に受け取った後適時に自発的に認めなかったことから、加重事情となる。]

10.7.5 8 年以内の複数回のドーピング防止規則違反

第 10.7 項の適用において、各ドーピング防止規則違反を複数回の違反とみなすためには、当該各違反が 8 年以内に発生していなければならない。

10.8 検体採取又はドーピング防止規則違反後の競技会における成績の失効

第 9 条（個人の成績の自動的失効）に基づく、検体が陽性となった競技会における成績の自動的失効に加えて、陽性検体が採取された日（競技会であるか競技会外であるかは問わない。）又はその他のドーピング防止規則違反の発生の日から、暫定的資格停止又は資格停止期間の開始日までに獲得された全ての競技成績は、公正性の

観点から別段の措置を要する場合を除き、失効し、その結果として、当該競技会において獲得されたメダル、得点、及び賞の剥奪を含む措置が課される。

10.8.1 資格回復の要件として、ドーピング防止規則に違反したことが発覚した後、*競技者*は本条により没収される全ての賞金を返還する必要がある。

10.8.2 没収された賞金の割当て

国際競技連盟の規則が、没収された賞金を他の*競技者*に対し割り当てる旨規定されている場合を除き、没収された賞金は、まず、賞金を取り戻すために必要な手続を実行した*ドーピング防止機関*の取立費用の償還に割り当てられ、その後に、当該事件における結果の管理を実施した*ドーピング防止機関*の費用の償還に割り当てられ、なお残額が存在する場合には、国際競技連盟の規則に基づき割り当てられる。

[第 10.8.2 項の解説：本規則は、*ドーピング防止規則*に違反した人の行為により損害を受けたクリーンな*競技者*又はその他の人が、当該人に対して損害賠償を請求する権利の行使を妨げるものではない。]

10.9 資格停止期間の開始

以下に定める場合を除き、資格停止期間は、聴聞パネルが資格停止を定める決定を下した日、又は聴聞会に参加する権利が放棄された場合には、資格停止を受け入れた日若しくは別途資格停止措置が課された日を起算日として開始される。暫定的資格停止（強制的に課されたものであるのか、自発的に受け入れられたものであるのかは問わない。）に服した期間は、課された資格停止期間に算入される。

10.9.1 *競技者*又はその他の人の責に帰すべきではない遅延

聴聞手続又は*ドーピング・コントロール*の各局面において*競技者*又はその他の人の責に帰すべきではない大幅な遅延が発生した場合には、制裁措置を課す機関は、最大で、検体採取の日又は直近のその他の*ドーピング防止規則*違反の発生日のいずれかまで、資格停止期間の開始日を遡及させることができる。

10.9.2 適時の自白

*競技者*又はその他の人が、*ドーピング防止機関*により、*ドーピング防止規則*違反に問われた後、速やかに（*競技者*にとっては、どのような場合であつ

ても 競技者が再度競技に参加する前に) ドーピング防止規則違反を自白した場合には、最大で、検体採取の日又は、直近のその他のドーピング防止規則違反の発生日のいずれかまで資格停止期間を遡及させることができる。ただし、いずれの事例においても、本条が適用される場合には、競技者又はその他の人は少なくとも資格停止期間の半分を、競技者又はその他の人が制裁措置の負担を受け入れた日、制裁措置を賦課する聴聞パネルが決定を下した日、又は、制裁措置がその他の方法で賦課された日の後に服するものとする。

[第 10.9.2 項の解説：本項は、資格停止期間が第 10.5.4 項 (その他の証拠がない場合におけるドーピング防止規則違反の自白) により既に短縮されている場合には適用されない。]

10.9.3 競技者に暫定的資格停止が課され、かつ、当該競技者がこれを遵守した場合、当該競技者は最終的に課される資格停止期間から、当該暫定的資格停止期間の控除を受けるものとする。

10.9.4 競技者が、書面により、結果管理の権限を有するドーピング防止機関からの暫定的資格停止を自発的に受け入れ、その後競技への参加を控えた場合には、当該競技者は最終的に課される資格停止期間から、自発的な暫定的資格停止期間の控除を受けるものとする。競技者の自発的な暫定的資格停止の受け入れを証する書面の写しは、第 14.1 項に基づき速やかに、潜在的なドーピング防止規則違反の通知を受ける資格を有する各当事者に対して提出されるものとする。

[第 10.9.4 項の解説：競技者の自発的な暫定的資格停止の受け入れは、競技者による自白ではなく、いかなる形でも競技者に不利な推定を導くために使われてはならない。]

10.9.5 資格停止期間に対する控除は、競技者が競技に参加せず、又は所属チームから参加を停止させられていたか否かにかかわらず、暫定的資格停止又は自発的な暫定的資格停止の発効日以前の期間に対しては与えられない。

[第 10.9 項の解説：第 10.9 項の文言は、競技者の責に帰すべき事由によらない遅延、競技者による適時の自白及び暫定的資格停止のみが、聴聞パネルが決定を下した日に先立ち資格停止期間を開始することの正当化事由であることを明確にするため、改定された。本改

定は過去の文言における一貫性のない解釈及び適用を是正している。]

10.10 資格停止期間中の地位

10.10.1 資格停止期間中の参加の禁止

資格停止を宣言された競技者又はその他の人は、当該資格停止期間中、署名当事者、署名当事者の加盟団体、署名当事者の加盟機関のクラブ若しくは他の加盟機関が認定し、主催する競技会若しくは活動（ただし、ドーピング防止関連の教育プログラム若しくはリハビリテーション・プログラムは除く。）、又は、プロリーグ若しくは国際水準若しくは国内水準の競技大会機関が認定し、主催する競技会には、いかなる資格においても参加できない。

課された資格停止期間が4年間より長い競技者又はその他の人は、4年間の資格停止期間経過後、当該競技者又はその他の人がドーピング防止規則違反を行ったスポーツ以外の国内スポーツの競技大会に参加できる。ただし、当該競技の競技大会は、資格停止期間でなければ当該競技者又はその他の人に対して、国内選手権大会又は国際競技大会への出場資格を直接的又は間接的に付与できた（又は国内選手権大会若しくは国際競技大会に向けて得点を累積できた）水準の大会であってはならない。

資格停止期間が課された競技者又はその他の人は引き続き検査の対象となるものとする。

[第10.10.1項の解説：例えば、資格停止中の競技者は、自己の所属する国際競技連盟又は国内競技連盟に所属するクラブが開催するトレーニングキャンプ、エキシビション又は練習に参加することができない。さらに、資格停止中の競技者は、第10.10.2項に定められた結果を招来することなくして、非署名当事者のプロフェッショナルリーグ（例、NHL、NBA他）又は非署名当事者である国際競技大会機関若しくは国内水準の競技大会機関が主催する競技会に参加することもできない。ある競技種目における制裁措置は、他の競技種目においても承認される（第15.4項相互承認を参照すること）。]

10.10.2 資格停止期間中の参加の禁止の違反

資格停止の宣告を受けた競技者又はその他の人が、資格停止期間中に第10.10.1項の参加の禁止に違反した場合には、当該参加の結果は失効し、当

初課せられた資格停止期間は当該違反があった日を起算日として再び開始するものとする。競技者又はその他の人が参加の禁止の違反に関し、自己に重大な過誤又は過失がないことを証明した場合には、新たな資格停止期間は第 10.5.2 項により短縮されうる。競技者又はその他の人が参加の禁止に違反したか否か、及び、第 10.5.2 項に基づく短縮が妥当であるか否かは、その結果の管理により当初の期間の資格停止が課されることとなったドーピング防止機関により決定されなければならない。

[第 10.10.2 項の解説：競技者又はその他の人が資格停止期間中の参加禁止に違反したとの主張がなされた場合には、当該期間の資格停止をもたらしたドーピング防止規則違反につき結果管理責任を有していたドーピング防止機関が、競技者又はその他の人が禁止に違反したか否か、また、違反した場合には当該競技者又はその他の人が、第 10.5.2 項に基づき、再開される資格停止期間について短縮の根拠となる事実を証明したか否かを決定しなければならない。本項に基づき、ドーピング防止機関により言い渡された決定に対しては、第 13.2 項の定めに従って不服申立てをすることができる。]

競技者支援要員又はその他の人が、資格停止期間中の参加禁止に違反した競技者を支援した場合には、当該競技者支援要員又はその他の人に対し管轄権を有するドーピング防止機関は、当該支援に関する自己の固有の規律に基づき、適当な制裁措置を課することができる。]

10.10.3 資格停止期間中の資金援助の停止

加えて、第 10.4 項に記載された特定物質による短縮された制裁措置以外のドーピング防止規則違反については、当該人が受けていたスポーツ関係の資金の援助又はその他のスポーツ関係の便益の全部又は一部は、署名当事者、署名当事者の加盟団体又は政府により停止される。

10.11 資格回復のための検査

資格停止期間の終了時に資格を回復する要件として、競技者は、暫定的資格停止又は資格停止期間中に、検査権限を有するドーピング防止機関の競技会外の検査を受け、要求された場合には、正確な最新の居場所情報を提供しなければならない。競技者が資格停止期間中に競技（スポーツ）から引退し、競技会外の検査対象者登録リストから除外されたが、後に資格回復を希望することとなった場合には、当該競技者が関係するドーピング防止機関に対し通知を行い、かつ当該競技者が引退した日時時点で残存していた資格停止期間と等しい期間競技会外の検査に応じることとし、

当該期間が終了するまで、当該競技者の資格は、回復しないものとする。

10.12 金銭的な制裁措置の賦課

ドーピング防止機関は、自己の固有の規則により、ドーピング防止規則違反に関し、金銭的な制裁措置を定めることができる。ただし、金銭的な制裁措置は本規則における当該事情がなければ適用された資格停止期間又はその他の制裁措置を短縮し、又は軽減する根拠としては考慮されない。

[第10.12項の解説：例えば、聴聞パネルが、本規則に基づき適用される制裁措置及びドーピング防止機関の規則に定められた金銭的な制裁措置が重疊的に課されることが重きに失する結果をもたらすと認定した場合には、本規則に基づく制裁措置（例、資格停止及び結果の失効）ではなく、当該ドーピング防止機関の金銭的な制裁措置の方が緩和されることとなる。]

第11条：チームに対する措置

11.1 チームスポーツの検査

チームスポーツのチーム構成員の2人以上が競技大会に関連して、第7条のドーピング防止規則違反の通知を受けた場合には、当該競技大会の決定機関は、当該競技大会の期間中に、当該チームに対し適切な特定対象検査を実施するものとする。

11.2 チームスポーツに対する措置

チームスポーツのチーム構成員の3人以上が競技大会の期間中にドーピング防止規則に違反したことが明らかになった場合には、当該競技大会の決定機関は、当該競技者個人に対するドーピング防止規則違反の結果に加え、当該チームに対しても、適切な制裁措置（例、得点の剥奪、競技会又は競技大会における失効その他の制裁措置）を課すものとする。

11.3 競技大会の決定機関はチームスポーツに関してより厳格な措置を定めることができる

競技大会の決定機関は、当該競技大会について、チームスポーツに対し第11.2項より厳格な措置を課す競技大会の規則を定めることを選択できる。

[第 11.3 項の解説：例えば、国際オリンピック委員会は、オリンピック大会の期間中において、ドーピング防止規則違反の回数がより少ない場合にもオリンピック大会におけるチームの参加資格剥奪を命ずる規則を定めることができる。]

第 12 条：スポーツ機関に対する制裁措置

本規則を受諾した署名当事者又は政府が自己の傘下のスポーツ機関に制裁措置を課す目的で独自の規則を適用することは、本規則により妨げられない。

[第 12 条の解説：本条は、組織間における規律権限については、本規則によって何ら制約されるものではないことを明確にするものである。]

第 13 条：不服申立て

13.1 不服申立ての対象となる決定

本規則又は本規則に従って導入された規則に基づいて下された決定については、以下の第 13.2 項から第 13.4 項までの規定又は本規則のその他の規定に従い不服申立てをすることができる。ただし、当該決定は、不服申立て審問機関が別の命令を下さない限り、不服申立て期間中においても引き続き効力を有するものとする。不服申立手続が開始されるためには、事前にドーピング防止機関の規則に規定された事後的検討が尽くされなければならない。ただし、当該検討は、以下の第 13.2.2 項（第 13.1.1 項に規定された事項を除く）に定められた原則を遵守しなければならない。

13.1.1 WADA は内部的救済を尽くすことを要求されない

第 13 条に基づき WADA が不服申立てをする権利を有し、かつ、ドーピング防止機関の手続において、その他の当事者が最終的な決定に対し不服申立てをしない場合には、WADA は当該決定に対し、ドーピング防止機関の過程における他の救済措置を尽くすことなく、CAS に対し直接不服申立てをすることができる。

[第 13.1.1 項の解説：ドーピング防止機関における手続の最終的な段階の前（例、第 1 回目の聴聞会）に決定が下され、当該決定に対し当事者の誰もが上級のドーピング防止機関の手続（例、マネージング・ボード）に対する不服申立てを行わなかった場合には、WADA はドーピング防止機関の内部手続における残存手続を経ることなく、CAS に対して直接不

服申立てをすることができる。]

13.2 ドーピング防止規則違反、結果及び暫定的資格停止に関する決定に対する不服申立て

ドーピング防止規則に違反したという決定、ドーピング防止規則違反の結果を課した決定、ドーピング防止規則に違反していなかったという旨の決定、ドーピング防止規定に対する違反の手続が手続き上の理由（例えば、時効を含む）により進めることができないという決定、第 10.10.2 項（資格停止期間中の参加の禁止に対する違反）に基づく決定、ドーピング防止規則に違反したという主張又はその結果に対して判断を下したドーピング防止機関にそれを行う管轄権がなかったという決定、違反が疑われる分析報告又は非定型報告をドーピング防止規則違反として主張しないこととするドーピング防止機関による決定、第 7.4 項による調査の後に、ドーピング防止規則違反に関する手続を進めないこととするドーピング防止機関による決定、及び暫定聴聞会の結果として又は第 7.5 項の規定に違反して暫定的資格停止を課した決定については、本第 13.2 項の定めに基づいてのみ不服申立てをすることができる。

13.2.1 国際水準の競技者が関与する不服申立て

国際競技大会における競技で発生した事件又は国際水準の競技者が関与した事件の場合には、当該決定は、CAS の適用のある関連規定に従って CAS にのみ不服申立てをすることができる。

[第 13.2.1 項の解説：CAS の決定は、仲裁判断の取消し又は執行について適用のある法令により審査が要求される場合を除き、最終的なものであり拘束力を有する。]

13.2.2 国内水準の競技者が関与する不服申立て

各国内ドーピング防止機関により定められる国内水準の競技者であって、第 13.2.1 項に基づいて不服申立てをしない者が関与した事件の場合には、当該決定は、国内ドーピング防止機関が定めた規則に従って独立かつ公平な機関に不服申立てをすることができる。当該不服申立てに関する規則は、次に掲げる原則を尊重しなければならない。

- ・ 適切な時期における聴聞会
- ・ 公正、公平かつ独立した聴聞パネル
- ・ 自費で代理人を立てる権利
- ・ 適切な時期における、書面による理由を付した決定

[第 13.2.2 項の解説：ドーピング防止機関は、自己の管轄に属する国内水準の競技者に、直接 CAS に対して不服申立てをする権利を与えることによって、本項の要求に応えることもできる。]

13.2.3 不服申立てをする権利を有する人

第 13.2.1 項に定められている事件の場合、CAS に不服申立てをする権利を有する当事者は次のとおりとする。

- (a) 不服申立てを行う決定の対象となった、*競技者又はその他の人*
- (b) 当該決定が下された事件の他当事者
- (c) 関係する国際競技連盟
- (d) 当該人の居住地国又は当該人が国民若しくは資格保持者である国の国内ドーピング防止機関
- (e) 国際オリンピック委員会又は国際パラリンピック委員会（オリンピック大会又はパラリンピック大会の参加資格に影響を及ぼす決定を含む、オリンピック大会又はパラリンピック大会に関して効力を有する決定の場合）
- (f) **WADA**

第 13.2.2 項に定められている事件の場合、国内水準の審査機関に不服申立てをする権利を有する当事者は、国内ドーピング防止機関の定めのとおりとするが、最低限、次の者を含むものとする。

- (a) 不服申立てを行う決定の対象となった、*競技者又はその他の人*
- (b) 当該決定が下された事案の他当事者
- (c) 関係する国際競技連盟
- (d) 当該人の居住地国の国内ドーピング防止機関
- (e) **WADA**

第 13.2.2 項に定められている事件の場合、WADA 及び国際競技連盟は、国内水準の審査機関の決定に関して、CAS にも不服申立てをする権利を有するものとする。不服申立てをする当事者は、不服申立ての対象となる決定を下したドーピング防止機関から全ての関係情報を取得するために CAS からの支援を受けることができ、また、CAS が命じた場合には当該情報は提供されなければならない。

WADA による不服申立て又は参加の期限は、遅くとも、次の各時期のうち

いずれか遅い時期までとする。

- (a) 当該事件における他の当事者が不服申立てをすることができる最終日から 21 日後
- (b) WADA が決定に関する完全な書類を受け取ってから 21 日後

本規則の他の規定にかかわらず、暫定的資格停止について不服申立てをすることができる人は、当該暫定的資格停止が課された、競技者又はその他の人に限られる。

13.3 ドーピング防止機関による時機に後れた決定

個々の事件におけるドーピング防止規則違反の有無に関し、ドーピング防止機関が WADA が定めた合理的な期間内に決定を下さなかった場合には、WADA は、当該ドーピング防止機関がドーピング防止規則違反がないと判断する決定を下したのとして、CAS に対して直接に不服申立てをすることを選択できる。

CAS の聴聞パネルが、ドーピング防止規則違反があり、かつ、WADA の CAS に対する直接の不服申立ての選択が合理的なものであると判断した場合には、不服申立ての遂行に関する WADA の費用及び弁護士報酬は、ドーピング防止機関から WADA に対して償還される。

[第13.3項の解説:個々のドーピング防止規則違反の調査及び結果管理の過程における様々な事情に鑑みると、WADA が CAS に対して直接に不服申立てをするに先立ちドーピング防止機関が決定を下すための期限を、確定的に定めることは現実的ではない。ただし、当該行動が取られる前に、WADA はドーピング防止機関と協議し、かつ、ドーピング防止機関に対し決定が未だ下されていない理由について説明する機会を与えるものとする。本項は、国際競技連盟が、その傘下にある国内競技連盟により実施された結果管理が不適切に遅延したことについて管轄を有する旨を定める規則を持つことを禁じるものではない。]

13.4 TUE を付与する又は不承認とする決定に対する不服申立て

TUE の付与又は不承認が WADA の決定により覆された場合には、競技者又は自己の決定を覆されたドーピング防止機関は、CAS のみに対して不服申立てをすることができる。TUE の不承認が WADA 以外のドーピング防止機関により決定され、WADA によっても当該不承認が覆されなかった場合には、国際水準の競技者は、CAS に不服申立てをすることができ、国際水準の競技者ではない競技者は、第 13.2.2 項に定める国内水準の審査機関に不服申立てをすることができる。国内水準の審査機関が

TUE を承認しない決定を覆した場合には、WADA は、当該決定について CAS に不服申立てをすることができる。

ドーピング防止機関が適切に提出された TUE 申請について合理的な期間内に対応しなかった場合、当該ドーピング防止機関の不对応という事実は、本項に規定された不服申立てをする権利との関係では TUE 申請に対する拒絶とみなされる。

13.5 本規則第 3 部及び第 4 部に従って下された決定に対する不服申立て

第 23.4.5 項に基づく WADA による不遵守の報告書、又は、本規則の第 3 部（役割及び責務）の規定に基づき課せられた結果について、WADA の報告書に関係し、又は、本規則の第 3 部の規定に基づき結果が課された団体は、CAS の適用のある関連規定に従って CAS にのみ不服申立てをする権利を有するものとする。

13.6 分析機関の認定を停止し、又は取り消す決定に対する不服申立て

分析機関の WADA 認定が WADA の決定によって停止され、又は取消された場合、当該分析機関のみが不服申立てをすることができるものとし、また、当該不服申立ては CAS にのみ行うものとする。

[第 13 条の解説：本規則の目的は、最終的な不服申立ての途も開かれた、公平かつ透明な内部手続を通じてドーピング防止関連の諸問題を解決することである。ドーピング防止機関によって下されるドーピング防止関連の決定は、第 14 条により透明性が確保されている。そして、特定の人及び WADA を含む団体には、これらの決定に対し不服申立てをする機会が与えられている。なお、第 13 条に基づいて不服申立てをする権利を有する関係者及び関係団体の定義には、競技者本人（又はその所属競技連盟）のうち、他の競技者に対して失効処分が下された場合に利益を得ることになる利害関係人は含まれていないことに注意を要する。]

第 14 条：守秘義務及び報告

ドーピング防止の結果、公的な透明性及び説明責任並びにドーピング防止規則違反を主張されている者のプライバシー権の尊重との間における調整に関する原則は次のとおりである。

14.1 違反が疑われる分析報告、非定型報告、その他の潜在的ドーピング防止規則違反に関する情報

14.1.1 競技者又はその他の人に対する通知

第 7.1 項又は第 7.3 項に基づく最初の検討を経て、検体から違反が疑われる分析報告が出た競技者、又は第 7.4 項に基づく最初の検討を経てドーピング防止規則に違反した疑いがあると主張されている競技者又はその他の人は、結果の管理に責任を有するドーピング防止機関から第 7 条（結果の管理）に定められている通知を受けるものとする。

14.1.2 国内ドーピング防止機関、国際競技連盟及び WADA に対する通知

上記のドーピング防止機関は、当該競技者が所属する国内ドーピング防止機関及び国際競技連盟並びに WADA に対しても、第 7.1 項から第 7.4 項に記載されている手続の終結までに通知を行う。

14.1.3 通知の内容

通知には、競技者の氏名、出身国、競技及び種目、競技者の競技水準、検査種別（競技会外の検査又は競技会検査）、検体採取日及び分析機関が報告した分析結果の各情報が含まれる。

14.1.4 状況の報告

上記の人及びドーピング防止機関には、第 7 条（結果の管理）、第 8 条（公正な聴聞会に参加する権利）又は第 13 条（不服申立て）に基づき検討又は手続が実施される場合、その状況と結果に関する最新情報が定期的に提供され、また、書面による理由を付した説明文書又は事案の解決につき説明する決定が速やかに提供されるものとする。

14.1.5 守秘義務

結果の管理に責任を有するドーピング防止機関が下記の第 14.2 項に基づき必要とされる一般開示を行い、又は行わないこととするまでは、情報を受領した機関は、当該情報を知る必要がある人（国内オリンピック委員会、国内競技連盟及びチームスポーツにおけるチーム等の適切な人員を含む）以外に当該情報を開示しないものとする。

[第 14.1.5 項の解説：各ドーピング防止機関は、それぞれの固有のドーピング防止規則において、機密情報を守る手続、及び当該ドーピング防止機関の被用者又は代理人による機密情報の不適切な開示を発見し、制裁を課す手続を規定するものとする。]

14.2 一般開示

- 14.2.1 *ドーピング防止機関*からドーピング防止規則に違反したと主張されている *競技者*又はその他の人の身元は、当該 *競技者*又はその他の人に対し、第7.2項、第7.3項又は第7.4項に基づき、また、該当する *ドーピング防止機関*に対し、第14.1.2項に基づきそれぞれ通知がなされた後にはじめて、結果の管理に責任を有する当該 *ドーピング防止機関*によって一般に開示されることができるとする。
- 14.2.2 第8条の規定に従った聴聞会においてドーピング防止規則違反が発生したと決定されたか、当該聴聞会に参加する権利が放棄されたか、又はドーピング防止規則違反の主張に対して適切な時期に異議が唱えられなかった場合には、20日以内に、結果の管理に責任を有する *ドーピング防止機関*は、競技、違反の対象となったドーピング防止規則、違反をした *競技者*又はその他の人の氏名、関係する *禁止物質*又は *禁止方法*及び課せられた結果を含む当該ドーピング防止事件に関する処理について公開報告しなければならない。上記の *ドーピング防止機関*は、20日以内に、ドーピング防止規則違反に関する不服申立ての決定について公開報告しなければならない。 *ドーピング防止機関*は公開期間中、全ての聴聞パネル及び不服申立ての決定を *WADA* に対し送付しなければならない。
- 14.2.3 聴聞会又は不服申立ての後に *競技者*又はその他の人がドーピング防止規則に違反していない旨決定された場合には、当該決定は当該決定の対象となった *競技者*又はその他の人の同意がある場合にのみ公開される。結果の管理に責任を有する *ドーピング防止機関*は、当該同意を得るために合理的な努力をしなければならず、また、同意が得られた場合には、当該決定を完全な形で、又は *競技者*若しくはその他の人が認める範囲で編集した形で一般に開示しなければならない。
- 14.2.4 第14.2項の目的のための開示は、最低限、所要の情報の *ドーピング防止機関* のウェブサイトでの1年間以上の掲載によりなされなければならない。
- 14.2.5 *ドーピング防止機関*若しくは *WADA* の認可を受けた分析機関又はそれらの公式役職員は、当該 *競技者*若しくはその他の人又はその代理人に起因する公のコメントに対応する場合を除き、(手続及び科学的知見の一般的な説明とは異なる) 未決の事件における特定の事実につき公に見解を述べてはな

らない。

14.3 競技者の居場所情報

検査に関する国際基準において更に規定されているとおり、国際競技連盟又は国内ドーピング防止機関によって検査対象者登録リストに含まれる旨の指定を受けた競技者は、正確な現在の所在地に関する情報を提出するものとする。国際競技連盟及び国内ドーピング防止機関は、対象競技者の身元情報の調整及び現在の所在地に関する情報の収集を行い、WADA に対してそれらを提出する。当該情報は、合理的に実行可能な場合には ADAMS を通じ、第 15 条の定めに従い、当該競技者の検査権限を有するドーピング防止機関に対して提供される。当該情報については、常に機密として保持されるとともに、その用途は検査の企画、調整及び実施のみに限られるものとし、これらの目的に関連して不要となった時点で廃棄されるものとする。

14.4 統計数値の報告

ドーピング防止機関は、少なくとも年 1 回、ドーピング・コントロール活動の全体的な統計数値の報告書を公表し、その写しを WADA に対して提出する。ドーピング防止機関は、各検査において検査を受けた各競技者の氏名及び検査の日付に関する報告書についても公表する。

14.5 ドーピング・コントロール情報に関する情報交換センター

WADA は、国際水準の競技者、及び国内ドーピング防止機関の検査対象者登録リストに含まれた国内水準の競技者について、ドーピング検査のデータ及び結果に関する中枢の情報交換センターとしての役割を果たすものとする。複数のドーピング防止機関により、検査配分計画の調整を促進すると共に、不要な検査重複を回避するために、各ドーピング防止機関は、当該競技者に関する競技会検査及び競技会外の検査の内容を、検査実施後、できるだけ早期に WADA 情報交換センターに対して報告する。WADA は、競技者、競技者が所属する国内競技連盟、国内オリンピック委員会又は国内パラリンピック委員会、国内ドーピング防止機関、国際競技連盟及び国際オリンピック委員会、又は国際パラリンピック委員会が当該情報を入手できるようにする。ドーピング・コントロール検査データの情報交換センターとして機能することを可能にするため、WADA は、新たなデータプライバシーの原則を反映したデータベース管理ツールである ADAMS を開発した。とりわけ、WADA は、WADA 及び ADAMS を使用する他の機関に適用されるデータ機密性に関する規則及び規範と整合するように ADAMS を開発してきた。競技者、競技者支援要員又はその他の

ドーピング防止活動に関与する人に関する個人情報は、カナダのプライバシーに関する当局の監督を受け、機密情報として、プライバシー保護に関する国際基準に従って、WADAにより保持される。また、WADAは、常に競技者のプライバシーが十分に尊重され、かつ、国又は地域の情報プライバシーに関する当局との協議に対応可能な状態を確実にした上で、少なくとも年1回、提供を受けた情報をまとめた統計に関する報告書を公表しなければならない。

14.6 情報プライバシー

本規則に基づく義務を履行するにあたり、ドーピング防止機関は、競技者又は第三者に関する個人情報を収集し、保管し、加工し又は開示することができる。競技者及び競技者以外の者が十分に情報を提供され、また必要な場合には、本規則に基づき生じるドーピング防止活動について個人情報を取り扱うことの同意を確実なものとするために、WADAが採択したプライバシー保護に関する国際基準と同様に、各ドーピング防止機関は、当該情報の取り扱いに関して適用されるデータ保護及びプライバシー保護に関する法律に確実に従うものとする。

第15条：ドーピング・コントロールの責務の明確化

15.1 競技大会時の検査

ドーピング・コントロール用検体の採取は、国際競技大会と国内競技大会の双方で行うものとする。ただし、以下において別に定める場合を除き、当該競技大会の期間における検査を主管する団体は、1団体に限るものとする。国際競技大会において、ドーピング・コントロール用検体の採取は、当該競技大会の決定機関である国際機関（例、オリンピック競技大会の場合は国際オリンピック委員会、世界選手権大会の場合は国際競技連盟、パン・アメリカン競技大会の場合はパン・アメリカンスポーツ機構）が主管するものとする。国内競技大会におけるドーピング・コントロール用検体の採取は、その国の指定を受けた国内ドーピング防止機関が主管するものとする。

[第15条の解説：ドーピング防止の試みを効果的なものとするためには、国際水準及び国内水準の双方において強力なプログラムを実施している多くのドーピング防止機関が関わらなければならない。一方のグループの権限の専属性を重んじるあまり他のグループの責任を限定してしまうよりも、むしろ本規則は、第一により高いレベルで全体的な調和を図り、第二に個別の分野においては優先順位及び協同に関する規則を策定することによって、

責任が重複することにより生じる問題に対処する。]

- 15.1.1** 競技大会において検査を主管しないドーピング防止機関が、競技大会の期間中に、競技大会に参加している競技者について追加検査の実施を望む場合には、当該ドーピング防止機関は、第一に、追加検査の実施の許可を取得し、かつ、調整するために、競技大会の決定機関と協議しなければならない。ドーピング防止機関が競技大会の決定機関からの回答に満足しない場合、当該ドーピング防止機関は、**WADA** に対し追加検査の実施を許可し、当該追加検査をいかに調整すべきかについて決定するよう求めることができる。**WADA** は、競技大会の決定機関との協議及び当該決定機関に対する通知を経ない限り、当該追加検査に対する承認を与えないものとする。

[第 15.1.1 項の解説：**WADA** は、国内ドーピング防止機関に対して国際競技大会において検査を実施することについての承認を与える前に、当該競技大会の決定機関である国際機関と協議するものとする。**WADA** は、国際競技連盟に対して国内競技大会において検査を実施することについての承認を与える前に、当該競技大会が開催される国の国内ドーピング防止機関と協議するものとする。「検査を実施する」ドーピング防止機関は、その選択により、他の機関との間で、検体の採取又はその他のドーピング・コントロール過程において職責を委譲する他の機関との間で取り決めを結ぶことができる。]

15.2 競技会外の検査

競技会外の検査は、国際機関及び国内機関の双方が主管するものとする。競技会外の検査を主管できるのは、(a) **WADA**、(b) オリンピック大会若しくはパラリンピック大会の場合、国際オリンピック委員会若しくは国際パラリンピック委員会、(c) 競技者が所属する国際競技連盟、又は(d) 第 5.1 項（検査配分計画）に定められている競技者に対する検査の管轄を有するその他のドーピング防止機関とする。競技会外の検査については、合理的に実行可能な場合には、**ADAMS** を通じて調整を行うものとし、検査活動全体の実効性を最大限に発揮させるとともに、各競技者に対する不要な重複検査を回避する。

[第 15.2 項の解説：署名当事者及び政府の間における二当事者間又は多数当事者間での取り決めによって、追加的な検査実施権限を与えることができる。]

15.3 結果の管理、聴聞会及び制裁措置

以下の第 15.3.1 項に定める場合を除き、結果の管理及び聴聞会は、検体の採取を主管するドーピング防止機関（検体の採取が行われない場合は、違反を発見した団体）が所轄するものとし、当該機関の手続に関する規則が適用されるものとする。上記のドーピング防止機関が結果の管理を実施する権限を有していない場合には、結果の管理の権限は原則として該当する国際競技連盟に帰属するものとする。結果の管理及び聴聞会を実施した機関がいずれであるかにかかわらず、第 7 条及び第 8 条に定められる原則は尊重されるものとし、かつ、第 1 部の序論に定められた規則のうち実質的な変更を加えることなく取り込まれることが想定されているものも遵守されなければならない。

[第 15.3 項の解説：検体の採取を主管するドーピング防止機関の手続に関する規則によっては、別の機関（例、競技者が所属する国内競技連盟）が結果の管理を処理する旨が定められている場合がある。この場合、当該別の機関の規則が本規則と矛盾しないことを確認することは、当該ドーピング防止機関の責務である。]

いかなるドーピング防止機関も結果の管理を実施する権限を有しないという可能性を避けるため、競技者又はその他の人が所属する国際競技連盟は、結果の管理に関する最終的な決定権者とされている。当然ながら、国際競技連盟は、自己の固有のドーピング防止規則において、競技者又はその他の人が所属する国内競技連盟が結果の管理を実施する旨を規定することも可能である。]

15.3.1 国内ドーピング防止機関による検査に起因し、又国内ドーピング防止機関によって発見された、当該国の国民、住民、資格保持者又はスポーツ団体の構成員でない者に関するドーピング防止規則違反の結果の管理及び聴聞会の実施は、関係する国際競技連盟の規則に従い処理されるものとする。国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会又は主要競技大会機関による検査から必要が生じた結果の管理及び聴聞会の実施については、当該競技大会における資格喪失又は成績の失効を超えて制裁措置が課される限り、当該結果の管理及び聴聞会は、関係する国際競技連盟に付託される。

[第 15.3.1 項の解説：国内ドーピング防止機関が、自らは管轄権を有さないが、国内ドーピング防止機関の所在国内に居合わせる外国人競技者に対して検査を実施する場合の結果の管理及び聴聞会の実施に関しては明確な規則は策定されていない。本項に基づき、例えば、競技者が所属する国内ドーピング防止機関に事件の処理を付託するのか、検体を採取した

ドーピング防止機関が引き続き担当するのか、それとも、国際競技連盟が引き受けるのかという点については、国際競技連盟が自己の規則に基づいて決定することができる。]

15.4 相互承認

15.4.1 本規則に整合しかつ署名当事者の権限内でなされる検査、TUE、及び聴聞会の結果、又は当該署名当事者によるその他の最終的な決定は、第13条が規定する不服申立ての権利を条件として、他の署名当事者全てにより承認され、尊重される。

[第15.4.1項の解説：これまで、TUEに関しては、本項の解釈に若干の混乱があった。国際競技連盟の規則、又は国際競技連盟との合意において別段の定めがない限り、国内ドーピング防止機関は、国際水準の競技者に対しTUEを付与する「権限」を有しない。]

15.4.2 署名当事者は、本規則を受諾していないその他の機関が行った前項に掲げられる決定等についても、当該機関の規則が本規則に適合している場合には、これを承認するものとする。

[第15.4.2項の解説：本規則を受諾していない機関による決定に、本規則に準拠している点とそうでない点がある場合には、署名当事者は当該決定について、本規則の原則に調和するような形で適用するよう試みなければならない。例えば、本規則と整合する手続において、非署名当事者が、禁止物質がその体内に存在するという理由で、競技者がドーピング防止規則に違反した旨認定したが、適用される資格停止期間は本規則において規定された期間よりも短いという場合には、全署名当事者は、ドーピング防止規則違反の事実認定を承認するものとし、かつ、競技者が所属する国内ドーピング防止機関は、本規則に定められたより長い期間の資格停止期間が課せられるべきか否かを決定するために、第8条に整合する聴聞会を実施するものとする。]

第16条：スポーツに用いられる動物に対するドーピング・コントロール

16.1 競技に動物を関与させるスポーツの場合、当該スポーツの国際競技連盟は、当該スポーツに関与する動物に関するドーピング防止の規則を定め、実施するものとする。当該規則は、禁止物質のリスト、適切な検査手続及び検体の分析を行う認定分析機関のリストを含まなければならない。

16.2 当該スポーツに関与する動物に関する、ドーピング防止規則違反を犯しているか否かの判定、結果の管理、公正な聴聞会、ドーピング防止規則違反の結果及び不服申立てについて、当該スポーツの国際競技連盟は、本規則の第1条、第2条、第3条、第9条、第10条、第11条、第13条及び第17条に合致した規則を定め、実施しなければならない。

第17条：時効

本規則に定められているドーピング防止規則違反に関して、*競技者*又はその他の人に対する、本規則に基づいた行為が当該違反発生の後 8 年間開始されなかった場合には、当該行為を行うことについて時効が完成する。

第 2 部： 教育及び研究

第 18 条：教育

18.1 基本原則及び主要目的

ドーピングのないスポーツのための情報及び教育プログラムに関する基本原則は、本規則の序論に記載されているスポーツ精神がドーピングによって害されることから守ることである。当該プログラムの主要目的は、予防である。その目的は、*競技者*による*禁止物質*又は*禁止方法*の意図的な又は意図によらない使用を防止することである。

全ての署名当事者は、自身の責任の範囲内で、また、相互に協力して、ドーピングのないスポーツのための情報及び教育プログラムを計画し、実施し、評価し、監視する。

18.2 プログラム及び活動内容

これらのプログラムは、*競技者*及びその他の人に対し、少なくとも次の各点を含む最新かつ正確な情報を提供する。

- ・ 禁止表に記載された物質及び方法
- ・ ドーピング防止規則違反
- ・ 制裁措置、健康及び社会的な結果を含むドーピングの結果
- ・ ドーピング・コントロール手続
- ・ *競技者*又は*競技者支援要員*の権利及び責任
- ・ TUE
- ・ 栄養補助食品のリスク管理
- ・ スポーツ精神に対するドーピングの害悪

当該プログラムは、ドーピングのないスポーツに積極的につながり、かつ、*競技者*及びその他の人による選択に対して、積極的かつ長期の影響を及ぼす環境を確立するため、スポーツ精神を促進するものでなければならない。

これらのプログラムは、しかるべき成長段階に至った学校及びスポーツクラブに所属する少年少女、親、成年の競技者、スポーツ公式役職員、コーチ、医療関係者並びにメディアを対象とすべきものである（メディアはこの情報を支援し、普及させることに協力する。）。

*競技者支援要員*は、本規則に従って導入されたドーピング防止の方針や規則に関し、

競技者を教育し、また、競技者に助言する。

全ての署名当事者は、競技者及び競技者支援要員によるドーピングのないスポーツのための教育プログラムへの積極的な参加を推進し、サポートしなければならない。

[第 18.2 項の解説：ドーピング防止に関する情報及び教育プログラムの対象は、国内水準又は国際水準の競技者に限定されず、署名当事者、政府又はその他の本規則を受諾したスポーツ機関の傘下でスポーツに参加する、青少年を含む全ての人を含む（競技者の定義を参照すること）。これらのプログラムの対象には、競技者支援要員も含む。これらの原則は、教育とトレーニングに関するユネスコ国際規約と整合する。]

18.3 専門的な行動規範

全署名当事者は、関係する権限のある専門的な協会及び機構が、本規則に整合する制裁措置と同様に、ドーピング防止についてのスポーツ慣行に関する適切な行動規範、優れた慣行及び倫理を策定し、実行することを奨励するために、相互に、また、各国政府と協力しなければならない。

18.4 調整及び協力

WADA は、情報、教育資源又は WADA 若しくはドーピング防止機関が策定したプログラムの情報交換センターとしての機能を果たさなければならない。

全署名当事者、競技者及びその他の人は、スポーツにおけるドーピングを防止するにあたって、経験を共有し、これらのプログラムの有効性を確実なものにするために、ドーピング防止に関する情報及び教育における取り組みを調整するべく、相互にまた各国政府との間において協力しなければならない。

第 19 条：研究

19.1 ドーピング防止研究活動の目的

ドーピング防止研究活動は、ドーピング・コントロールに関する効率的なプログラムの策定、実施に資するとともに、ドーピングのないスポーツに関する情報及び教育にも寄与する。

全ての署名当事者は、相互に、また、各国政府と協力して、当該研究を奨励及び推進し、また、合理的なあらゆる手段を講じて、当該研究の成果が本規則の原則に合致した目的の推進のために用いられるようにする。

19.2 研究の種類

関係するドーピング防止研究活動には、例えば、医学的調査、分析学的調査及び生理学的調査に加えて、社会学的研究、行動様式研究、法的研究及び倫理的研究などが含まれる。本規則の原則に整合し、かつ、被験者の尊厳を尊重した科学的根拠のある生理学的・心理学的トレーニングプログラムの立案及びその効率性の評価についての研究のほか、科学の発展の結果生じた新たな物質又は方法の使用についての研究も実施されるものとする。

19.3 研究の調整及び成果の共有

WADA を通じたドーピング防止研究活動の調整が奨励される。知的所有権の制限の範囲内で、ドーピング防止研究成果の写しは、WADA に対して提供され、また、必要に応じて関係する署名当事者、競技者並びにその他の人との間でも共有される。

19.4 研究の実施方法

ドーピング防止のための研究活動は、国際的に認められた倫理慣行に従ってなされなければならない。

19.5 禁止物質及び禁止方法を用いる研究

研究活動においては、競技者に対する禁止物質及び禁止方法の投与を回避しなければならない。

19.6 成果の悪用

ドーピング防止研究活動の成果がドーピングに悪用されないよう十分に注意する。

第 3 部： 役割及び責務

全ての署名当事者は、スポーツにおけるドーピングとの戦いの成功及び本規則に対する尊重を確保するため、協調及び協力の精神に基づき行動しなければならない。

[解説：署名当事者及び競技者又はその他の人の責務は、本規則の各条項に定められている。第 3 部に列挙された責務は、これらの責務に加えて適用されるものである。]

第 20 条：署名当事者の追加的な役割及び責務

20.1 国際オリンピック委員会の役割及び責務

- 20.1.1 オリンピック競技大会を対象として、本規則に準拠したドーピング防止政策及び規則を採択し、実施すること。
- 20.1.2 オリンピック・ムーブメントに所属する国際競技連盟が本規則を遵守することを国際オリンピック委員会による認定要件として要求すること。
- 20.1.3 本規則を遵守しないスポーツ団体に対するオリンピック関連の資金拠出の全部又は一部を留保すること。
- 20.1.4 本規則の不遵守を抑止するために、第 23.5 項に定められている適切な措置を講じること。
- 20.1.5 独立オブザーバー・プログラムを承認し、促進すること。
- 20.1.6 全ての競技者、及びオリンピックにおいてコーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師又は医療従事者として参加する各競技者支援要員に対し、本規則に適合するドーピング防止規則に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要求すること。
- 20.1.7 競技者支援要員又はその他の人が各ドーピング事件に関与しているか否かの調査を含む、自己の管轄内における全てのドーピング防止規則違反の可能性を積極的に追及すること。
- 20.1.8 オリンピックゲーム開催地の入札を、政府がユネスコ国際規約を批准、受諾、承認し、又はこれに加入しており、かつ、国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会、及び国内ドーピング防止機関が本規則を遵守している国のみから受け入れること。
- 20.1.9 ドーピング防止教育を推進すること。
- 20.1.10 関係する国内機関及び他のドーピング防止機関と協力すること。

20.2 国際パラリンピック委員会の役割及び責務

- 20.2.1 パラリンピック競技大会を対象として、本規則に準拠したドーピング防止政策及び規則を採択し、実施すること。
- 20.2.2 パラリンピック・ムーブメントに所属する国内パラリンピック委員会が本規則を遵守していることを、国際パラリンピック委員会による認定要件として要求すること。
- 20.2.3 本規則を遵守しないスポーツ団体に対するパラリンピック関連の資金拠出の全部又は一部を留保すること。
- 20.2.4 本規則の不遵守を抑止するために、第 23.5 項に定められている適切な措置を講じること。
- 20.2.5 独立オブザーバー・プログラムを承認し、促進すること。
- 20.2.6 全ての競技者、及びパラリンピックにおいてコーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師又は医療従事者として参加する各競技者支援要員に対し、本規則に適合するドーピング防止規則に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要求すること。
- 20.2.7 競技者支援要員又はその他の人が各ドーピング事件に関与しているか否かの調査を含む、自己の管轄内における全てのドーピング防止規則違反の可能性を積極的に追及すること。
- 20.2.8 ドーピング防止教育を推進すること。
- 20.2.9 関係する国内機関及び他のドーピング防止機関と協力すること。

20.3 国際競技連盟の役割及び責務

- 20.3.1 本規則に準拠したドーピング防止政策及び規則を採択し、実施すること。
- 20.3.2 国内競技連盟の政策、規則及びプログラムが本規則を遵守していることを加盟要件として義務付けること。

20.3.3 全ての**競技者**、及び国際競技連盟又はその加盟機関の**1つ**によって承認され、又は運営される**競技会**若しくは活動において**コーチ**、**トレーナー**、**マネージャー**、**チームスタッフ**、**公式役職員**、**医師**又は**医療従事者**として参加する**競技者支援要員**に対し、**本規則**に適合する**ドーピング防止規則**に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要求すること。

20.3.4 国際競技連盟又はその傘下の国内競技連盟に正式加入していない**競技者**に対し、**検体**の採取を可能にすること、及び、国内競技連盟が定めた参加資格要件又は適用がある場合には、**主要競技大会機関**が定めた参加資格要件に合致する国際競技連盟の**検査対象者登録リスト**の一部として、正確かつ最新の居場所情報を提出することを要求すること。

[第**20.3.4**項の解説：例えば、**プロリーグ**出身の**競技者**がこれに含まれる。]

20.3.5 傘下の国内競技連盟に対し、全ての**競技者**、及び国内競技連盟若しくはその加盟機関の**1つ**により承認され、又は運営される**競技会**若しくは活動において、**コーチ**、**トレーナー**、**マネージャー**、**チームスタッフ**、**公式役職員**、**医師**又は**医療従事者**として参加する各**競技者支援要員**に対し、**本規則**に適合する**ドーピング防止規則**に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要求する規則を定めることを要求すること。

20.3.6 **本規則**の不遵守を抑止するために、第**23.5**項に定められている適切な措置を講じること。

20.3.7 **国際競技大会**において**独立オブザーバー・プログラム**を承認し、促進すること。

20.3.8 **本規則**を遵守しない傘下の国内競技連盟に対する**資金拠出**の全部又は一部を留保すること。

20.3.9 **競技者支援要員**又はその他の人が各**ドーピング事件**に関与しているか否かの調査を含む、自己の管轄内における全ての**ドーピング防止規則違反**の可能性を積極的に追及すること。

20.3.10 **2010年1月1日**以降、政府が**ユネスコ国際規約**を批准、受諾、承認し、

又はこれに加入しており、かつ、*国内オリンピック委員会*、*国内パラリンピック委員会*、及び*国内ドーピング防止機関*が*本規則*を遵守している国以外には世界選手権の開催が認められないように可能な手段を尽くすこと。

20.3.11 ドーピング防止教育を推進すること。

20.3.12 関係する国内機関及び他の*ドーピング防止機関*と協力すること。

20.4 *国内オリンピック委員会及び国内パラリンピック委員会の役割及び責務*

20.4.1 自己のドーピング防止政策及び規則を*本規則*に準拠させること。

20.4.2 国内競技連盟のドーピング防止政策及び規則が*本規則*の関連条項を遵守していることを加盟要件又は認定要件として要求すること。

20.4.3 国内競技連盟に正式加入していない*競技者*に対して、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会が開催される前年の間、*検体採取*を可能にすること、及び、国内競技連盟の*検査対象者登録リスト*の一部として、正確かつ最新の居場所情報を提出することをオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会への参加要件として義務付けること。

20.4.4 *国内ドーピング防止機関*と協力すること。

20.4.5 傘下の国内競技連盟に対し、全ての*競技者*、及び国内競技連盟若しくはその加盟機関により承認され、又は運営される*競技会*若しくは活動において、コーチ、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師又は医療従事者として参加する各*競技者支援要員*に対し、*本規則*に適合するドーピング防止規則に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要求する規則を定めることを要求すること。

20.4.6 ドーピング防止規則に違反した*競技者*又は*競技者支援要員*に対し、その資格停止期間中、当該*競技者*又は*競技者支援要員*に対する資金供出の全部又は一部を留保すること。

20.4.7 *本規則*を遵守しない加盟団体又は認定国内競技連盟に対する資金拠出の全部又は一部を停止すること。

20.4.8 競技者支援要員又はその他の人が各ドーピング事件に関与しているか否かの調査を含む、自己の管轄内における全てのドーピング防止規則違反の可能性を積極的に追跡すること。

20.4.9 ドーピング防止教育を推進すること。

20.4.10 関係する国内機関及び他のドーピング防止機関と協力すること。

20.5 国内ドーピング防止機関の役割及び責務

20.5.1 本規則に準拠したドーピング防止規則及び政策を導入し、実施すること。

20.5.2 国内機関その他の関係するドーピング防止機関と協力すること。

20.5.3 国内ドーピング防止機関相互間における相互検査を奨励すること。

20.5.4 ドーピング防止研究活動を推進すること。

20.5.5 ドーピング防止規則に違反した競技者又は競技者支援要員に対し、資金が拠出されている場合には、資格停止期間中、その全部又は一部を停止すること。

20.5.6 競技者支援要員又はその他の人が各ドーピング事件に関与しているか否かの調査を含む、自己の管轄内における全てのドーピング防止規則違反の可能性を積極的に追及すること。

20.5.7 ドーピング防止教育を推進すること。

20.6 主要競技大会機関の役割及び責務

20.6.1 主催する競技大会を対象として、本規則に準拠したドーピング防止政策及び規則を採択し、実施すること。

20.6.2 本規則の不遵守を抑止するために、第 23.5 項に定められている適切な措置を講じること。

20.6.3 独立オブザーバー・プログラムを承認し、促進すること。

- 20.6.4 全ての競技者、及び競技大会においてコーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師又は医療従事者として参加する各競技者支援要員に対し、本規則に適合するドーピング防止規則に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要求すること。
- 20.6.5 競技者支援要員又はその他の人が各ドーピング事件に関与しているか否かの調査を含む、自己の管轄内における全てのドーピング防止規則違反の可能性を積極的に追及すること。
- 20.6.6 2010年1月1日以降、政府がユネスコ国際規約を批准、受諾、承認し又はこれに加入しており、かつ、国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会、及び国内ドーピング防止機関が本規則を遵守している国以外には世界選手権の開催が認められないように可能な手段を尽くすこと。
- 20.6.7 ドーピング防止教育を推進すること。
- 20.6.8 関係する国内機関及び他のドーピング防止機関と協力すること。

20.7 WADAの役割及び責務

- 20.7.1 本規則に準拠した政策及び実施要領を採択し、実施すること。
- 20.7.2 署名当事者による本規則の遵守状況を監視すること。
- 20.7.3 本規則の実施のために適用される国際基準を承認すること。
- 20.7.4 検体分析を実施する分析機関を認定・再認定し、また、検体分析を実施する他の団体を承認すること。
- 20.7.5 ベストプラクティスマodelを策定し、承認すること。
- 20.7.6 ドーピング防止研究活動を推進し、実施し、委託、資金提供及び調整、並びにドーピング防止教育を推進すること。
- 20.7.7 実効的な独立オブザーバー・プログラムを策定し、実施すること。

- 20.7.8 他のドーピング防止機関の承認を受け、また、関係する国内外の機関と協力して、ドーピング・コントロール活動（調査の促進を含むがこれに限られない）を実施すること。

第 21 条：競技者又はその他の人の追加的な役割及び責務

21.1 競技者の役割及び責務

- 21.1.1 本規則に基づき導入されたドーピング防止政策及び規則を全て理解し、遵守すること。
- 21.1.2 検体採取に応じること。
- 21.1.3 ドーピング防止との関連で、自己の摂取物及び使用物に関して責任を負うこと。
- 21.1.4 医療関係者に対して自らが禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという義務を負っていることを伝達するとともに、自らが受ける医療処置についても、本規則に基づき導入されたドーピング防止政策及び規則に対する違反に該当しないようにすること。

21.2 競技者支援要員の役割及び責務

- 21.2.1 本規則に盛り込まれたドーピング防止政策及び規則のうち自己に適用されるもの、又は支援を行う競技者に適用されるものを全て理解し、遵守すること。
- 21.2.2 競技者の検査プログラムに協力すること。
- 21.2.3 競技者の価値観及び行動に対して自らの影響力を行使して、ドーピングを行わない態度を醸成すること。

第 22 条：政府の関与

本規則に対する各国政府の努力は、2003年3月3日の、スポーツにおけるドーピング防止

に関するコペンハーゲン宣言に署名した上で、ユネスコ国際規約を批准、受諾、承認し、又はこれに加入することにより証されることになる。次に記載する条項には署名当事者に期待される事項が定められている。

22.1 各国政府はユネスコ国際規約を遵守するために必要なあらゆる手段を講じることとする。

22.2 各国政府は全ての公的機関に対し、ドーピングとの戦いに有益な情報について、法令により禁止されない範囲において、ドーピング防止機関との間で共有することを奨励する。

22.3 各国政府は、ドーピングに関する紛争を解決する適切な手段としての仲裁を尊重する。

22.4 政府によるその他のドーピング防止に対する関与については全て本規則との調和が図られるものとする。

22.5 政府は本条において期待される事項を 2010 年 1 月 1 日までに満たすものとする。

22.6 政府が 2010 年 1 月 1 日までにユネスコ国際規約を批准、受諾、承認し、若しくはこれに加入しなかった場合、又はその後においてユネスコ国際規約を遵守しなかった場合には、第 20.1.8 項（国際オリンピック委員会）、第 20.3.10 項（国際競技連盟）及び第 20.6.6 項（主要競技大会機関）に定められているように、競技大会開催の立候補資格が停止される可能性があり、ひいては、例えば、WADA における役職及び地位の剥奪、当該国における国際競技大会開催の立候補資格の停止又は不承認、国際競技大会の中止といった結果、そして、オリンピック憲章に基づく象徴的な結果及びその他の結果を招来する可能性がある。

[第 22 条の解説:ほとんどの政府は、本規則のような非政府による法的文書の当事者となったり、当該法的文書によって拘束されたりすることはない。そのため、各国政府に対しては、本規則の署名当事者になることは要請せず、むしろコペンハーゲン宣言に署名し、ユネスコ国際規約を批准、受諾、承認し、又はこれに加入するよう要請している。受諾の構造は異なるが、本規則に示されたプログラムの調整及び調和を通じてのドーピング撲滅に向けた活動は、多分にスポーツ界と政府との共同活動である。]

第 4 部 :

受諾、遵守、修正及び解釈

第 23 条：受諾、遵守及び修正

23.1 本規則の受諾

23.1.1 次の団体は、本規則を受諾する署名当事者とする。WADA、国際オリンピック委員会、国際競技連盟、国際パラリンピック委員会、国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会、主要競技大会機関、国内ドーピング防止機関これらの団体は、それぞれの意思決定機関の承認を得て受諾宣言書に署名することにより、本規則を受諾する。

[第 23.1.1 項の解説：受諾しようとする署名当事者は、共同受諾宣誓書の標準書式の同一の写しに個別に署名を付した上で WADA に送達する。受諾の行為は、各団体の設立文書の規定に従うことになる。例えば、国際競技連盟の場合は総会により、WADA の場合は委員会による。]

23.1.2 署名当事者の管轄下でない上記以外のスポーツ団体も、WADA の招請を受けることで本規則を受諾できる。

[第 23.1.2 項の解説：現時点において政府又は国際競技連盟の管轄下でないプロリーグについても、本規則を受諾することを奨励される。]

23.1.3 全ての受諾者リストは、WADA により公開される。

23.2 本規則の実施

23.2.1 署名当事者は、その権限に基づき、かつ職責の範囲内において、政策、法令及び規則を通じて本規則の関連規定を実施する。

23.2.2 次に掲げる条項（及び対応する解説）は、ドーピング防止機関が行うドーピング防止活動のために適用されるものとして、署名当事者により、実質を変更することなく（機関の名称、競技種目、セクションナンバー等に言及するための実質的ではない文言の変更は許される）実施されなければならない。

- 第 1 条（ドーピングの定義）
- 第 2 条（ドーピング防止規則違反）

- 第 3 条 (ドーピングの証明)
- 第 4.2.2 項 (特定物質)
- 第 4.3.3 項 (WADA による禁止表の決定)
- 第 7.6 項 (競技からの引退)
- 第 9 条 (個人の成績の自動的失効)
- 第 10 条 (個人に対する制裁措置)
- 第 11 条 (チームに対する措置)
- 第 13 条 (不服申立て) (第 13.2 項及び第 13.5 項を除く)
- 第 15.4 項 (相互承認)
- 第 17 条 (時効)
- 第 24 条 (本規則の解釈)
- 付属文書 1- 定義

本項に列挙された条項の法的効果を変更させる追加的規定は、署名当事者の規則に加えてはならない。

[第 23.2.2 項の解説：本規則はドーピング防止機関が、ドーピングに関するものではあるが、本規則の下ではそれ自体単独ではドーピング防止規則違反を構成しない、競技者支援要員による行為についての固有の規律を導入し、実施することを排除するものではない。例えば、国内競技連盟又は国際競技連盟は、複数の競技者が、コーチの監督下においてドーピング防止規則に違反した場合に、当該コーチに対し資格の更新を拒否することができる。]

23.2.3 本規則を実施する場合、署名当事者は、WADA によって推奨されたベストプラクティスモデルを使用することが奨励される。

23.3 本規則の遵守

23.3.1 署名当事者は、第 23.1 項及び第 23.2 項に従って本規則を受諾し、かつ実施してはじめて本規則を遵守しているものとみなされる。一旦受諾した後に撤回された場合には、遵守しているものとはみなされない。

23.4 本規則及びユネスコ国際規約の遵守状況の監視

23.4.1 本規則の遵守状況は、WADA により、又は WADA が同意した他の方法により監視されるものとする。ユネスコ国際規約に示された責務の遵守状況は、その締約国と WADA との協議を経た上でユネスコ国際規約締約国会議によりなされた決定に基づき監視が行われる。WADA は、署名当事者による本

規則の実施について政府に対して助言し、また、政府によるユネスコ国際規約の批准、受諾、承認又は同規約への加入について署名当事者に対して助言を行う。

23.4.2 監視作業を円滑に進めるため、各署名当事者は、2年ごとに自己の本規則の遵守状況について WADA に報告するものとし、遵守していない場合には、その理由を説明する。

23.4.3 署名当事者が、WADA から第 23.4.2 項のために要求された規則の遵守状況を提供せず、また、署名当事者が、WADA から本規則の他の条項を根拠として求められた情報を提供しなかったという事実は、本規則の不遵守とみなされる。

23.4.4 WADA による遵守状況に関する報告書は、全て WADA の理事会において承認される。WADA は、署名当事者の不遵守の報告をする前に当該署名当事者と協議をする。署名当事者が本規則を遵守していないという内容を含む全ての WADA による報告書は、署名当事者が委員会に対する書面による主張を提出する機会を与えられた後に開催される会議において WADA の委員会により承認されなければならない。署名当事者が本規則を遵守していない旨の WADA の委員会における結論に対しては第 13.5 項に従い不服申立てができる。

23.4.5 WADA は、遵守状況に関する報告を国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟及び主要競技大会機関に対して行わなければならない。これらの報告についても一般に公開されなければならない。

23.4.6 WADA は、本規則の不遵守についての弁明を検討するものとし、例外的事情がある場合には、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟及び主要競技機関に対し、当該不遵守状況を暫定的に宥恕するよう勧告することができる。

23.5 署名当事者による本規則の不遵守の追加的な結果

署名当事者による本規則の不遵守があった場合には、第 20.1.8 項（国際オリンピック委員会）、第 20.3.10 項（国際競技連盟）、第 20.6.6 項（主要競技大会機関）に定められているように、競技大会開催の立候補資格が停止される可能性があり、ひいては、例えば、WADA における役職及び地位の剥奪、当該国における国際競技大会

開催の立候補資格の停止又は不承認、国際競技大会の中止といった結果、そして、オリンピック憲章に基づく象徴的な結果その他の結果を招来する可能性がある。当該結果の賦課に関し、関係する署名当事者は、第 13.5 項に従い CAS に対して不服申立てをすることができる。

[第 23.4.6 項の解説：WADA は、ドーピング防止活動の経験、人材、及びドーピング防止活動が実行される際の法的な背景事情において、署名当事者及び政府の間に大きな差異が存在するであろうと認識している。ある機関が本規則を順守しているか否かを検討する際には、WADA はこれらの差異を考慮する。]

23.6 本規則の改定

23.6.1 WADA は、本規則の改定につき、監督責任を有する。競技者、全署名当事者及び各国政府は、上記過程への参加要請を受けるものとする。

23.6.2 WADA は、本規則改定の提案を発議しなければならない、また、提案を受理し応答する協議手続を整えるとともに、競技者、署名当事者及び各国政府の検討及び検討結果の伝達を促進しなければならない。

23.6.3 本規則の改定は、適切な協議を経た後、WADA 委員会の、公的部門及びオリンピック・ムーブメントメンバーの決定投票の過半数を含む 3 分の 2 以上の多数により承認を得るものとする。別段の定めがない限り、改定は、上記承認の取得から 3 ヶ月後に発効するものとする。

23.6.4 署名当事者は、2009 年 1 月 1 日又はそれ以前に、自己の規則を、2009 年版規則を組み込んで改定し、2009 年 1 月 1 日に施行しなければならない。署名当事者は、本規則のその後の改定を、WADA 委員会の承認から 1 年以内に施行しなければならない。

23.7 本規則の受諾の撤回

署名当事者は、WADA に対して撤回の意向を 6 ヶ月前までに書面により通知した上で、本規則の受諾を撤回することができる。

第 24 条：本規則の解釈

- 24.1** 本規則の正文は **WADA** が管理するものとし、英語及びフランス語で公表されるものとする。英語版とフランス語版との間に矛盾が生じた場合、英語版が優先するものとする。
- 24.2** 本規則の各条項に付されている解説は、本規則の解釈に使用されるものとする。
- 24.3** 本規則は独立した文書として解釈されるものとし、署名当事者又は各国政府の既存の法令を基準として解釈されないものとする。
- 24.4** 本規則の各部及び各条項の見出しは、便宜上のものであって、決して本規則の実体規定の一部である、又は、当該見出しが言及する規定の文言に対して影響するものであるとはみなされない。
- 24.5** 本規則は、署名当事者によって受諾され、当該署名当事者の規則にて実施される以前から審理中の事件に対し、遡及して適用されない。ただし、本規則以降に発生した違反について第 10 条に基づいて制裁措置を認定する場合には、本規則以前におけるドーピング防止規則違反も「1 回目の違反」又は「2 回目の違反」として数えられる。
- 24.6** 「世界ドーピング防止プログラム及び本規則の目的、範囲及び構成」並びに「付属文書 I-定義」は、本規則の不可分の一部であるとみなされる。

第 25 条：移行規定

25.1 2009 年版規則の全面的適用

2009 年版規則は、2009 年 1 月 1 日（効力発生日）以降全面的に適用される。

25.2 不利益変更の遡及的適用の禁止

効力発生日において審理中のドーピング防止規則違反事件及び効力発生日以前に発生したドーピング防止規則違反に基づくドーピング防止規則違反事件に関しては、当該事件に関する聴聞パネルにより、当該事件の状況に基づき、「寛大な法の原則 (**lex mitior**)」を適用することが適切である旨判断しない限り、当該ドーピング防止規則違反が発生した時点で効力を有していたドーピング防止規則が適用されなければな

らない。

25.3 2009年版規則以前に言い渡された決定に対する適用

ドーピング防止規則違反に対する最終的な決定が効力発生日以前に言い渡されたが、*競技者*又はその他の人が効力発生日において依然として資格停止期間中である事件に関し、*競技者*又はその他の人は、ドーピング防止規則違反の結果の管理を行うドーピング防止機関に対し、**2009年版規則**を踏まえた資格停止期間の短縮を申請できる。当該申請は資格停止期間が満了する前になされなければならない。上記に関しドーピング防止機関により言い渡された決定に対しては、第**13.2**項に従って不服申立てをすることができる。**2009年版規則**は、ドーピング防止規則違反があった旨の最終的な決定が言い渡され、課された資格停止期間が満了した事件には適用されない。

25.4 本規則以前の特定の違反への適用

本規則以前のドーピング防止規則違反のうち、第**10.7.1**項の適用に関し、**2009年版規則**において特定物質とされている物質を含み、かつ、課された資格停止期間が**2**年未満であるものについては、制裁措置の軽減（**RS**）が検討される。

[第**25.4**項の解説：第**25.3**項に記載された状況以外で、本規則又は**2009年版規則**に先立ち、ドーピング防止規則違反があった旨の最終的な決定が言い渡され、課された資格停止期間が満了した事件には、**2009年版規則**が以前の違反を再評価するために使用されることはできない。]

25.5 本規則の追加修正

本規則の追加修正は、第**23.6**項に定められているとおりに発効する。

付属文書 1 : 定義

付属文書 1 : 定義

「**ADAMS**(ドーピング防止管理運営システム)」とは、情報保護に関する法とあいまって、関係者及び **WADA** のドーピング防止活動を支援するように設計された、データを入力し、保存し、共有し、報告するためのウェブ上のデータベースによる管理手段をいう。

「**違反が疑われる分析報告**」とは、分析機関又は分析機関に関する **国際基準**及びこれに関連する技術上の文書に整合する **WADA** 認定の機関からの報告のうち、**禁止物質**又はその代謝物若しくはマーカーの存在（内因性物質の量的増大を含む。）が**検体**において確認されたもの、又は**禁止方法の使用**の証拠が**検体**において確認されたものをいう。

「**ドーピング防止機関**」とは、**ドーピング・コントロール**の過程に関する規則を採択し、**ドーピング・コントロール**の過程の開始、実施、又は執行に責任を負う**署名当事者**をいう。具体例としては、**国際オリンピック委員会**、**国際パラリンピック委員会**、その他の**主要競技大会機関**であって自己の**競技大会**において**検査**を実施する団体、**WADA**、**国際競技連盟**、**国内ドーピング防止機関**等が挙げられる。

「**競技者**」とは、国際的な（定義については各**国際競技連盟**が定める。）又は国内的な（定義については各**国内ドーピング防止機関**が定めるものとし、その**検査対象者登録リスト**に記載された人を含むが、これに限られない。）水準のスポーツに参加する全ての人及び**本規則**を受諾している**署名当事者**若しくはその他のスポーツ機関の管轄に服するその他の**競技参加者**をいう。**検査**及び**TUE**等を含む**本規則**の全ての条項は、国際的な水準及び国内的な水準の**競技参加者**に適用される。**国内ドーピング防止機関**は、現在又は将来において国内的な水準の**競技参加者**とはならない**レクリエーション・レベル**又は**マスターズ・レベル**の**競技参加者**のために、**検査**を行い、また、**ドーピング防止規則**を適用することを選択することができる。しかしながら、**国内ドーピング防止機関**は、**本規則**の必ずしも全ての条項を当該人に対し適用することを要求されている訳ではない。**本規則**と抵触しない限りにおいて、国際的な水準又は国内的な水準ではない**競技参加者**の**ドーピング・コントロール**のために国内規則を定めることができる。ゆえに、国は、**レクリエーション・レベル**の**競技参加者**に対して**検査**を実施することを選択することはできるが、**TUE** 又は**居場所情報**を要求することはできない。同様に、**マスターズ・レベル**の**競技参加者**のみを対象とする**競技大会**を開催する**主要競技大会機関**も、**競技参加者**に対して**検査**を実施することを選択することができるが、事前の**TUE** 申請や**居場所情報**を要求することはできない。

第 2.8 項（**投与**又は**投与を企てること**）及び**ドーピング防止情報**並びに**教育**との関係では、**本規則**を受諾している**署名当事者**、**政府**その他のスポーツ団体の傘下においてスポーツに参加する人は、**競技者**に該当する。

〔「競技者」の解説：本定義は、国際的な水準及び国内的な水準の競技者（国際的な水準又は国内的な水準のスポーツの厳密な定義は、国際競技連盟又は国内ドーピング防止機関のドーピング防止規則が各々定める。）全てに対して本規則のドーピング防止規則が適用される旨を明らかにするものである。国内水準の場合、本規則に基づいて導入されたドーピング防止規則は、最低限、あらゆるスポーツにおける国内代表チームの全構成員とあらゆる国内選手権大会の参加資格を有する全ての者に対して適用される。しかしながら、上記は、当該競技者全員を国内ドーピング防止機関の検査対象者登録リストに含めなければならないということの意味するものではない。また、上記の定義は、国内ドーピング防止機関が、適切であると判断した場合に、国内的な水準の競技者のみならず、より低い水準の競技会における競技参加者に対しても自己のドーピング防止プログラムの適用範囲を拡大することをも認めている。競技水準の如何に関係なく、競技参加者がドーピング防止関連の情報及び教育を受けられるようにしなければならない。〕

「**競技者支援要員**」とは、スポーツ競技会に参加し、又はそのための準備を行う競技者と共に行動し、治療を行い、又は支援を行う指導者、トレーナー、監督、代理人、チームスタッフ、公式役職員、医師、医療従事者、親又はその他の人をいう。

「**企て**」とは、ドーピング防止規則違反に加担する可能性がある、又は結果として加担したこととなる行為の過程において実質的な段階を構成する行動に意図的に携わることを行う。ただし、企てに関与していない第三者によって察知される前に人が当該企てを放棄した場合には、違反を犯そうとした当該企てのみを根拠としてドーピング防止規則違反があったことにはならない。

「**非定型報告**」とは、違反が疑われる分析報告の決定に先立ってなされる、分析機関に関する国際基準又はこれに関連する技術に関する文書に規定された更なる調査を要求する旨の、分析機関又はその他の WADA に承認された団体からの報告をいう。

「**CAS**」とは、スポーツ仲裁裁判所をいう。

「**本規則**」とは、世界ドーピング防止規程をいう。

「**競技会**」とは、個人の競争、対戦競技、団体競技又は単独の競技をいう。具体例としては、バスケットボールの試合又はオリンピックの 100 メートル走の決勝戦が挙げられる。段階的に記録を重ねる競争及びその他の競技のうち日々又はその他の中間的

な間隔で賞が授与されるものについては、適用のある国際競技連盟の規則において**競技会**と**競技大会**との区別が定められる。

「**ドーピング防止規則違反の結果**」とは、**競技者**又はその他の人がドーピング防止規則違反を犯した場合に、次に掲げるもののうちの一又は二以上の措置が講じられることをいう。

(a) 「**失効**」とは、特定の**競技会**又は**競技大会**における**競技者**の成績が取り消されることをいい、その結果として、獲得されたメダル、得点、及び賞の剥奪を含む**措置**が課される。

(b) 「**資格停止**」とは、一定期間にわたって、**競技者**又はその他の人に対して、第 10.9 項の規定のとおり、**競技会**若しくはその他の活動への参加が禁止され、又は資金支援が停止されることをいう。

(c) 「**暫定的資格停止**」とは、第 8 条(公正な聴聞会に参加する権利)の規定に従って開催される聴聞会において最終的な判断が下されるまで、**競技者**又はその他の人の**競技会**への参加が暫定的に禁止されることをいう。

「**失効**」については、上記の「**ドーピング防止規則違反の結果**」を参照すること。

「**ドーピング・コントロール**」とは、居場所情報の提供、**検体**の採取及び取扱い、分析機関における分析、TUE、分析結果の管理並びに聴聞会を含む、検査配分計画の立案から、不服申立ての最終的な解決までの全ての段階及び過程をいう。

「**競技大会**」とは、単一の決定機関の下で実施される一連の個別**競技会**のことをいう(例、オリンピック大会、FINA 世界選手権大会、汎アメリカ大会)。

「**競技大会の期間**」とは、**競技大会**の決定機関により定められた、**競技大会**の開始と終了の間の時間をいう。

「**競技会(時)**」とは、国際競技連盟又はその他の関係する**ドーピング防止機関**の規則に別段の定めがない限り、**競技者**が参加する予定の**競技会**の 12 時間前に開始され、当該**競技会**及び**競技会**に関する**検体採取過程**の終了までの期間をいう。

「**独立オブザーバー・プログラム**」とは、オブザーバー・チームが、WADA の監督下で、特定の**競技大会**における**ドーピング・コントロール**の過程を監視し、**ドーピング・コントロール**の過程について助言を提供し、監視事項に関して報告を行うことをいう。

「**資格停止**」については、上記の**ドーピング防止規則違反の結果**を参照すること。

「**個人スポーツ**」とは、チームスポーツ以外のスポーツをいう。

「**国際競技大会**」とは、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、**主要競技大会機関**又はその他の国際的スポーツ団体が決定機関であり、当該**競技大会**に関して公式技術役職員を指名している**競技大会**をいう。

「**国際水準の競技者**」とは、国際競技連盟の**検査対象者登録リスト**に掲げられるものとして、一又は二以上の国際競技連盟により指定された**競技者**をいう。

「**国際基準**」とは、本規則を支援する目的で **WADA** によって採択された基準をいう。**国際基準**（他に採りうる基準、慣行又は手続とは対立するものとして）を遵守しているというためには、**国際基準**に盛り込まれた手続を適切に実施していると判断されることが必要である。**国際基準**は、**国際基準**に基づき公表された技術上の文書を含む。

「**主要競技大会機関**」とは、**国内オリンピック委員会**の地域的連合及びその他の複数スポーツを主管する国際的な組織であって、地域内の又はその他の**国際競技大会**の決定機関として機能する組織をいう。

「**マーカ**」とは、化合物、化合物の集合体又は生物学的パラメータであって、**禁止物質**又は**禁止方法の使用**を示すものをいう。

「**代謝物**」とは、生体内変化の過程により生成された物質をいう。

「**未成年者**」とは、居住国の適用のある法に定められている、成年年齢に達していない自然人をいう。

「**国内ドーピング防止機関**」とは、各国内において、ドーピング防止規則の採択及び実施、検体採取、検査結果の管理並びに聴聞会の監督に関して第一位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。上記には、複数の国により当該複数の国のために地域**ドーピング防止機関**として指定を受けた団体も含まれる。関連当局によって当該指定が行われなかった場合には、当該国の**国内オリンピック委員会**又はその指定を受けた者が**国内ドーピング防止機関**となる。

「**国内競技大会**」とは、国際水準の**競技者**又は国内水準の**競技者**が参加する**競技大会**のうち**国際競技大会**に該当しないものをいう。

「**国内オリンピック委員会**」とは、国際オリンピック委員会公認の組織をいう。国内競技連合が**国内オリンピック委員会**のドーピング防止の分野における典型的な責任を負う国においては、**国内オリンピック委員会**は、当該国内競技連合を含むものとする。

「**事前通告無し**」とは、ドーピング・コントロールの過程のうち、**競技者**に予告なしに実施され、かつ、検査の通告の時から**検体**の提出までの間、**競技者**に対して継続して付添人を付けることをいう。

「**過誤又は過失がないこと**」とは、**競技者**が**禁止物質**若しくは**禁止方法**の使用又は投与を受けたことについて、自己が知らず又は推測もせず、かつ最高度の注意をもってしても合理的には知り得ず推測もできなかったであろう旨を当該**競技者**が証明していることをいう。

「**重大な過誤又は過失がないこと**」とは、事情を総合的に勘案し、**過誤**又は**過失**がないことの基準を考慮した時に、ドーピング防止規則違反との関連において、**競技者**の**過誤**又は**過失**の度合いが重大なものではなかった旨を当該**競技者**が証明していることをいう。

「**競技会外**」とは、**競技会時**におけるドーピング・コントロール以外のドーピング・コントロールをいう。

「**参加者**」とは、**競技者**又は**競技者支援要員**をいう。

「**人**」とは、自然人、又は組織その他の団体をいう。

「**保有**」とは、実際に物理的に保有している状態、又は擬制保有をいう(これに該当するものは、**禁止物質**若しくは**禁止方法**に対して、又は**禁止物質**若しくは**禁止方法**が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼしている場合に限られる。)。ただし、**禁止物質**若しくは**禁止方法**に対して、又は**禁止物質**若しくは**禁止方法**が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼしていない場合には、擬制保有には、当該人が**禁止物質**又は**禁止方法**の存在を承知しており、かつ、これに対して支配を及ぼす意図があったもののみが該当する。ただし、人が、ドーピング防止規則に違反した旨の通知(種類は問わない)を受ける前に、**ドーピング防止機関**に対する明確な表明という形により、保有の意思がなく、保有を放棄した旨を証明する具体的な行為を起こしていた場合には、当該**保有**のみを根拠としてドーピング防止規則違反があったことにはならない。これに対し、本定義における異なる記載にかかわらず、**禁止物質**又は**禁止方法**の購入(電磁的その他の方法を含む)は、当該購入者による**保有**を構成する。

〔「保有」の解説：本定義に基づき、競技者の車内においてステロイド薬が発見された場合、第三者がその自動車を用いていた旨を競技者本人が証明できなければ違反が成立する。第三者がその自動車を用いていた旨を競技者本人が証明した場合、競技者本人が当該自動車を排他的に支配できない状態にあったとしてもステロイド薬の存在を知っており、ステロイド薬を支配する意図があったことをドーピング防止機関側で証明しなければならない。同様に、競技者本人とその配偶者が共同で管理している自宅の薬箱にステロイド薬が発見された場合には、薬箱の中にステロイド薬が存在することを競技者が知っており、ステロイド薬を支配する意図があったことをドーピング防止機関側で証明しなければならない。〕

「**禁止表**」とは、禁止物質及び禁止方法を特定した表をいう。

「**禁止方法**」とは、禁止表に掲げられる方法をいう。

「**禁止物質**」とは、禁止表に掲げられる物質をいう。

「**暫定聴聞会**」とは、第 7.5 項との関係において、第 8 条（公正な聴聞会に参加する権利）に基づく聴聞会に先立って開催される略式の聴聞会であって、競技者に対して通知を交付し書面又は口頭で意見を聴取する機会を与えるものをいう。

「**暫定的資格停止**」については、上記のドーピング防止規則違反の結果を参照すること。

「**情報開示**」又は「**公開報告**」とは、第 14 条に基づいて早期に通知を受けられる人の範囲を超えて一般社会又は一般の人に対して情報を広め又は配布することをいう。

「**検査対象者登録リスト**」とは、国際競技連盟又は国内ドーピング防止機関の検査配分計画の一環として、競技会検査及び競技会外の検査の双方を受けなければならない、最高位の競技者について各国際競技連盟及び国内ドーピング防止機関が別々に定めたリストをいう。国際競技連盟は、自己の検査対象者登録リストに挙げられた競技者について、氏名又は明確に定義された固有の基準により特定したリストを公表しなければならない。

「**検体**」とは、ドーピング・コントロールにおいて採取された生体物質をいう。

〔「検体」の解説：一定の宗教的又は文化的集団においては、血液検体の採取は信条に反すると主張されることがある。当該主張には根拠がないものとされている。〕

「署名当事者」とは、本規則に署名し、本規則を遵守することに同意した団体をいい、国際オリンピック委員会、国際競技連盟、国際パラリンピック委員会、国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会、主要競技大会機関、国内ドーピング防止機関及び WADA を含む。

「実質的な支援」；第 10.5.3 項との関係において、実質的な支援を提供しようとする人は、(1) 自己が保有するドーピング防止規則違反に関する全ての情報を署名入りの書面により完全に開示し、(2) ドーピング防止機関又は聴聞パネルからの要求がある場合には聴聞会において証言をするなど、当該情報に関する調査及び裁定に対し十分に協力しなければならない。さらに、提供された情報は、信頼できるものであり、かつ、手続きが開始された事件の重大な部分を含むものでなければならず、仮に手続きが開始されていない場合には、手続きの開始に十分な根拠を与えるものでなければならない。

「不当な改変」とは、不適切な目的又は不適切な方法で変更すること、不適切な影響を生じさせること、不適切な形で介入すること、結果の変更、若しくは通常の手続を踏むことの回避を目的として妨害し、誤導し、若しくは詐欺的行為に携わること、又は不実の情報をドーピング防止機関に提供することをいう。

「特定対象検査」とは、特定競技者又は競技者グループを一定期間に検査対象として選択的に抽出して行う検査をいう。

「チームスポーツ」とは、競技会中に、選手交代が認められるスポーツをいう。

「検査」とは、ドーピング・コントロールの過程のうち、検査配分計画の立案、検体の採取、検体の取扱い並びに分析機関への検体の輸送を含む部分をいう。

「不正取引」とは、ドーピング防止機関の管轄に服する競技者、競技者支援要員又はその他の人が、第三者に対し、禁止物質又は禁止方法を販売、供与、輸送、送付、配送又は配達すること（物理的方法、電磁的方法その他方法を問わない）をいう。ただし、純粹かつ合法的な治療の目的又はその他の正当化事由がある善良な医師による禁止物質を含む行為は本定義に含まれず、また、禁止物質が、純粹かつ合法的な治療の目的によるものではなかったことが全体として証明された場合を除き、競技会外の検査において禁止されていない禁止物質を含む行為は本定義に含まれない。

「ユネスコ国際規約」とは、2005 年 10 月 19 日のユネスコ総会の第 33 回会期において採

択されたスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約並びに同規約の締約国及び締約国会議において採択されたその全ての改定をいう。

「**使用**」とは、**禁止物質**を利用し、塗布し、服用し、注入し若しくは摂取すること又は**禁止方法**によりこれらを行うことをいい、その手段を問わない。

「**WADA**」とは、世界ドーピング防止機構をいう。